

八百津町 障がい者福祉計画・ 障がい福祉計画



目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について.....	4
5 計画の策定体制.....	10
第2章 八百津町の現状.....	11
1 統計データからみえる八百津町の現状.....	11
2 アンケート調査からみえる八百津町の現状.....	29
3 前期計画の評価及び課題.....	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	50
1 基本理念.....	50
2 基本目標.....	51
3 施策の体系.....	53
第4章 基本計画.....	54
1 障がい者にやさしいまちづくりの推進.....	54
（1）差別解消に向けた体制整備.....	54
（2）防犯・防災、感染症対策の推進.....	56
（3）やさしいまちづくりの推進.....	57
2 教育の充実.....	58
（1）インクルーシブ教育の推進.....	58
（2）障がい児の子ども・子育て支援の充実.....	59
3 障がいのある人の生活支援と療育支援.....	60
（1）相談体制の充実.....	60
（2）障がい福祉サービスの充実.....	61
（3）身近な地域で医療や療育が受けられる体制づくり.....	62
（4）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	63

4	雇用・就業の促進	64
	（1）自立・社会参加に向けた就労の機会の拡大	64
	（2）就労系サービスの充実	64
5	スポーツ・文化活動	65
	（1）スポーツ・文化活動の推進	65
	（2）参加しやすい環境の整備	66
第5章 障がい（児）福祉サービスの見込み		67
1	成果目標の達成状況	67
2	成果目標と活動指標	70
3	障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	79
4	地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	85
5	障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	91
6	八百津町子ども・子育て支援事業計画との連携	93
第6章 計画の推進		94
1	計画の推進	94
2	計画の進行管理	94
資料編		95
1	計画の策定経過	95
2	八百津町保健福祉推進協議会設置要綱	96
3	八百津町保健福祉推進協議会設置要綱	98
4	用語解説	99



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

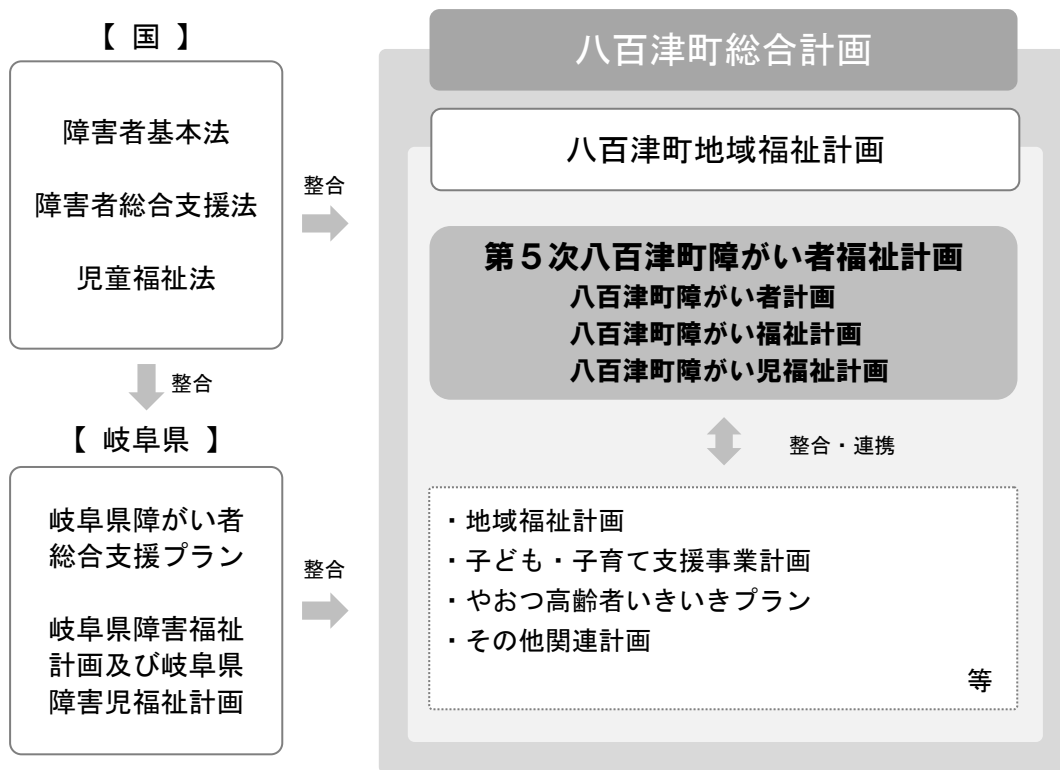
本町では、平成30年3月に策定した「第4次障がい者福祉計画」（「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」）の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第5次障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定することとしました。

|| 2 計画の位置づけ

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、岐阜県障がい者総合支援プラン、岐阜県障害福祉計画及び岐阜県障害児福祉計画並びに八百津町総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



3 計画の期間

本計画における計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4次八百津町障がい者福祉計画 (第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を含む)					
			第5次八百津町障がい者福祉計画 (第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を含む)		

4 障がい者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 （平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 （平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

(3) 障がい福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障害者の社会参加等を支える取組

（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・ 依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域においてさまざまな関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・ 地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・ より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・ 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・ 障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・ 地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・ 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・ 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- ・ コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

カ 農福連携等に向けた取組

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

|| 5 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、「八百津町保健福祉推進協議会」において「第5次八百津町障がい者福祉計画」について協議を行いました。

(2) アンケートの実施

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、アンケート調査を実施して、計画策定のための基礎資料としました。



八百津町の現状

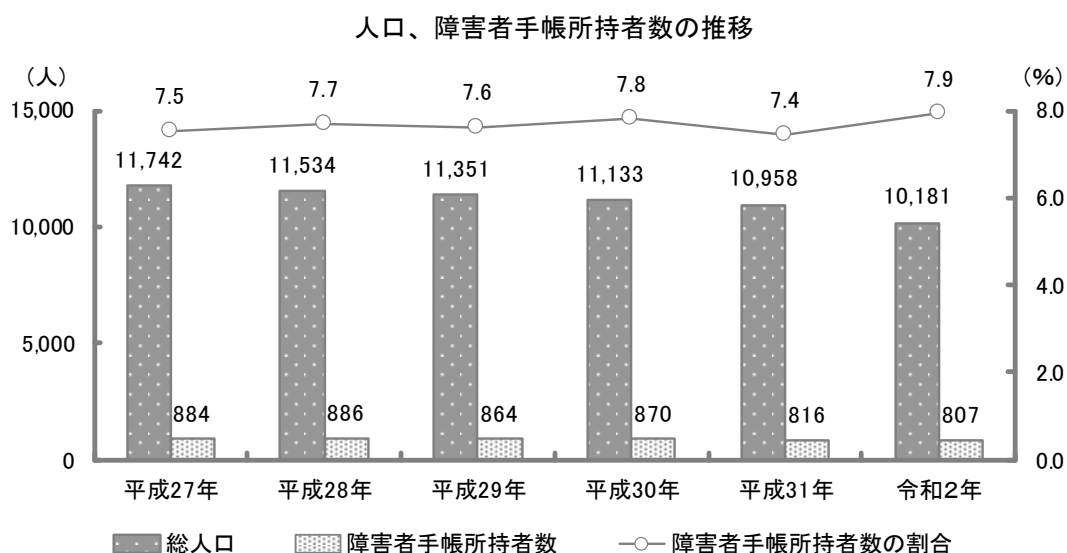
1 統計データからみえる八百津町の現状

(1) 障がい者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年4月1日現在10,181人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在807人で、年々減少しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は7.9%と横ばいで推移しています。

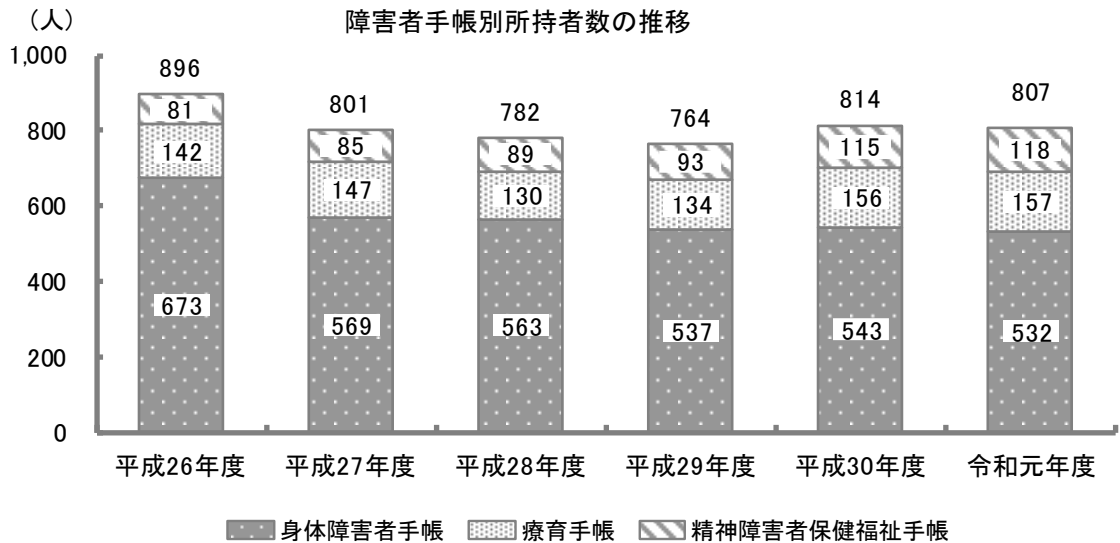


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度末現在532人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末現在157人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末現在118人となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

※重複障がいを含みます

③ 等級別・障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が170人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が123人となっています。また、2級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	170	172	170
2 級	79	85	86
3 級	108	114	112
4 級	134	129	123
5 級	24	21	21
6 級	22	22	20
合計	537	543	532

資料：庁内資料（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、1級の内部障がいのが101人（19.0%）と最も多く、次いで4級の肢体不自由が84人（15.8%）となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	21	10	5	2	2	3
聴覚・平衡機能障がい	1	14	5	6	0	8
音声・言語・そしゃく	1	1	2	4	0	0
肢体不自由	46	59	73	84	19	9
内部障がい	101	2	27	8	0	0
ぼうこう・直腸機能障がい	0	0	0	19	0	0
合計	170	86	112	123	21	20

資料：庁内資料（令和元年度末現在）

④ 年齢区分別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の年齢区分別の推移をみると、令和元年度末現在、65歳以上の手帳所持者数が414人で最も多く、次いで40～64歳の手帳所持者数が90人となっています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
18歳未満	8	7	7	8	7	5
18～39歳	27	28	27	26	23	23
40～64歳	125	118	102	96	97	90
65歳以上	513	416	427	407	416	414
合計	673	569	563	537	543	532

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑤ 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

性別では、男性259人、女性273人となっています。障がいの種類別にみると、視覚障がい、内部障がいと音声言語・そしゃく障がいでは男性の方が多く、それ以外の障がいの種類は女性が多くなっています。

身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障がい	0	0	0	0	6	5	16	16	22	21	43
聴覚平衡機能障がい	0	2	0	1	2	1	8	20	10	24	34
聴覚	0	2	0	1	2	1	8	20	10	24	34
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語そしゃく機能障がい	0	0	1	0	2	0	3	2	6	2	8
肢体不自由	2	0	7	3	26	27	89	136	124	166	290
内部障がい	1	0	6	5	16	5	74	50	97	60	157
心臓機能	1	0	2	2	3	2	36	34	42	38	80
じん臓機能	0	0	1	1	9	2	17	9	27	12	39
呼吸器機能	0	0	1	1	0	0	10	3	11	4	15
ぼうこう・直腸機能	0	0	0	0	3	1	11	4	14	5	19
小腸その他の障がい	0	0	2	1	1	0	0	0	3	1	4
肝臓機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	14	9	52	38	190	224	259	273	532
		5		23		90		414		532	532

資料：庁内資料（令和2年3月末現在）

⑥ 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の障がいの程度別の推移をみると、令和元年度末現在、B2の手帳所持者数が53人で最も多く、次いでB1の手帳所持者数が49人となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A	19	19	13	13	15	14
A1	14	15	15	15	15	16
A2	24	24	18	19	23	25
B1	43	47	42	42	50	49
B2	42	42	42	45	53	53
合計	142	147	130	134	156	157

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑦ 療養手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

年齢区分別では、18～39歳が最も多く、65歳以上が最も少なくなっています。性別では女性より男性の方が多くなっていますが、65歳以上は女性の方が多くなっています。

療養手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別・性別）

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A	0	0	0	0	3	1	3	8	6	9	15
A1	1	0	4	2	2	6	1	0	8	8	16
A2	4	0	3	4	8	0	3	3	18	7	25
B1	4	3	9	6	10	4	5	7	28	20	48
B2	15	6	18	10	3	1	0	0	36	17	53
合計	24	9	34	22	26	12	12	18	96	61	157
	33		56		38		30		157		157

資料：庁内資料（令和2年3月末現在）

⑧ 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、2級の手帳所持者数が91人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が20人となっています。また、2級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

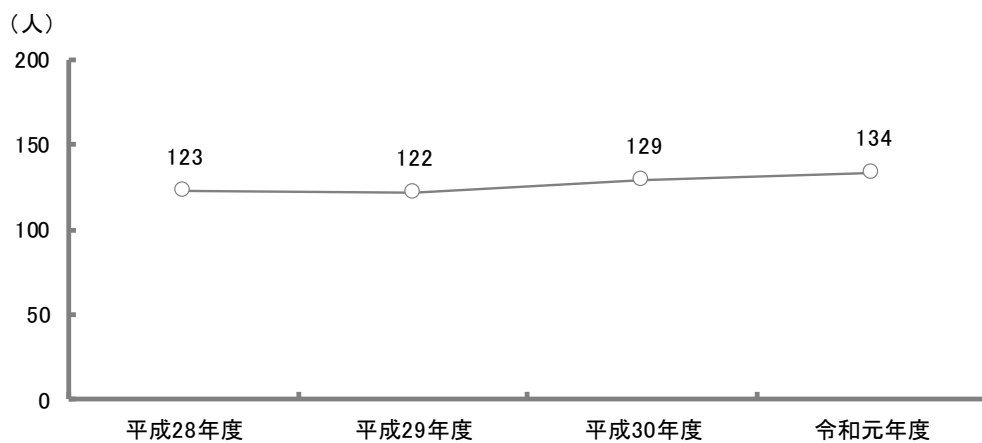
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	17	16	15	24	17	20
2級	53	58	64	60	89	91
3級	7	7	6	9	9	7
合計	77	81	85	93	115	118

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑨ 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度末現在134人で、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移



資料：庁内資料（各年度末現在）

⑩ 指定難病認定者数

指定難病認定者数

単位：人

指定難病名	人数
進行性核上性麻痺	2
パーキンソン病	9
大脳皮質基底核変性症	1
重症筋無力症	2
多発性硬化症／視神経脊髄炎	3
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1
もやもや病	1
高安動脈炎	1
顕微鏡的多発血管炎	3
皮膚筋炎／多発性筋炎	4
全身性強皮症	3
混合性結合組織病	1
シェーグレン症候群	1
成人スチル病	1
ベーチェット病	1
特発性拡張型心筋症	1
特発性血小板減少性紫斑病	1
IgA 腎症	1
多発性嚢胞腎	2
後縦靱帯骨化症	1
広範脊柱管狭窄症	2
特発性大腿骨頭壊死症	3
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1
サルコイドーシス	5
肺動脈性肺高血圧症	1
原発性硬化性胆管炎	1
クローン病	3
潰瘍性大腸炎	10
肥厚性皮膚骨膜炎	1
好酸球性副鼻腔炎	1
合計	68

資料：可茂の公衆衛生より（平成30年度）

小児慢性特定疾病児童数

単位：人

指定難病名	人数
悪性新生物	1
慢性腎疾患	0
慢性呼吸器疾患	0
慢性心疾患	1
内分泌疾患	1
膠原病	1
糖尿病	1
先天性代謝異常	0
血液疾患	1
免疫疾患	0
神経・筋疾患	2
慢性消化器疾患	0
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
皮膚疾患群	0
骨系統疾患	0
脈管系疾患	1
合計	9

資料：可茂の公衆衛生より（平成 30 年度）

(2) 障がい支援区分

① 障がい支援区分認定者数の推移

令和元年度の本町の障がい支援区分認定者数は、72人となっています。支援区分別にみると、身体障がい者、知的障がい者は区分6、精神障がい者は区分3が最も多くなっています。

障がい支援区分認定者数の推移

単位：人

区分		低い ← 支援の必要度 → 高い						合計
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成26年	身体	0	0	0	1	4	9	14
	知的	0	0	0	6	14	24	44
	精神	0	3	5	3	1	0	12
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	3	5	10	19	33	70
令和元年	身体	0	0	1	5	15	23	44
	知的	0	0	0	1	5	10	16
	精神	0	3	6	2	1	0	12
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	3	7	8	21	33	72

資料：庁内資料（各年度末現在）

(3) 地域福祉

① ボランティア登録団体・登録人員の推移

令和元年度末の本町のボランティア登録団体・登録人員は、539人となっています。

ボランティア登録団体・登録人員の推移

単位：人

区分	グループ登録		個人登録人数（人）	登録人数計（人）
	団体数	人数（人）		
平成 26 年度	29	741	4	745
平成 27 年度	26	664	4	668
平成 28 年度	27	677	4	681
平成 29 年度	27	625	4	629
平成 30 年度	23	455	4	459
令和元年度	22	533	6	539

資料：八百津町社会福祉協議会（各年度末月現在）

(4) 教育・療育

① 保育園における障がい児の受け入れ

令和2年度の保育園における障がい児の受け入れは、4人となっています。

保育園における障がい児の受け入れ

単位：人

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
利用者数	計画値		6	6	6
	実績値	7	8	5	4

資料：福祉行政報告例（H29～R1 は各年度の3月末時点の人数、R2 は5月末現在の人数）

② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れ

令和2年度の放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れは、5人となっています。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がい児の受け入れ

単位：人

年度		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
利用者数	計画値		4	4	4
	実績値	6	6	7	5

資料：庁内資料（H29～R1 は各年度の3月末時点の人数、R2 は5月末現在の人数）

③ 療育の必要な児童の受け入れ状況

令和元年度の療育の必要な児童の受け入れ状況は、21人となっています。

療育の必要な児童の受け入れ状況

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
八百津保育園	0	3	1	1	1	0
錦津保育園	0	3	2	2	9	9
和知保育園	8	8	7	7	8	12
久田見保育園	0	2	2	2	2	0
潮南保育園	—	—	—	—	—	—
合計	8	16	12	12	20	21

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 障がい児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況

令和元年度の障がい児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況は、児童発達支援22人、放課後等デイサービスで67人となっています。

障がい児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
児童発達支援（人）	30	26	22
児童発達支援（人日）	1,291	1,101	951
放課後等デイサービス（人）	55	60	67
放課後等デイサービス（人日）	1,150	1,488	1,691

資料：庁内資料（各年度末現在）

⑤ 特別支援学級児童・生徒数の推移

令和2年6月現在の特別支援学級児童・生徒数は、36人となっています。

特別支援学級児童・生徒数の推移

単位：人

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
小学校	14	14	17	16	19	21
中学校	6	5	6	5	9	11
合計	20	19	23	21	28	32

資料：八百津町教育委員会（各年5月1日現在）

特別支援学級児童・生徒数

	小学校		中学校	
	学校数	在学児童数	学校数	在学生徒数
学校数/人	3	22	1	14

資料：令和2年6月現在

⑥ 特別支援学級の状況

令和2年6月現在の本町の通級指導教室の在学児童・生徒数は、53人となっています。

特別支援学級の状況

単位：人

区分	学級数	在学児童・生徒数									計
		小学部						中学部			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい学級	4	2	2	3	1	2	3	1	0	2	16
情緒障がい学級	5	0	2	3	1	3	0	6	3	2	20
通級指導教室	4	2	11	12	7	16	5	0	0	0	53

資料：庁内資料（令和2年6月現在）

（5）雇用・就業

① 八百津町職員の障がいのある人の雇用状況

令和元年度の本町職員の障がいのある人の雇用状況は、2人となっています。実雇用率は1.25%で法定雇用率を下回っています。

八百津町職員の障がいのある人の雇用状況

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障がいのある人	3	2	2
身体障がい	3	1	0
知的障がい	0	1	1
精神障がい	0	0	1
実雇用率	1.75%	1.25%	1.25%

資料：庁内資料（各年度6月現在）

(6) 保健・医療

① 3か月児健康診査

令和元年度の3か月児健康診査受診者数は、38人となっています。

3か月児健康診査

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数 (人)	62	45	38
受診者数 (人)	61	45	38
受診率 (%)	98.4	100	100
健診結果 異常なし	43	33	28
健診結果 要観察	13	7	7
健診結果 要精検・要医療	5	5	3

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

② 9か月児健康診査

令和元年度の9か月児健康診査受診者数は、48人となっています。

9か月児健康診査

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数 (人)	73	48	49
受診者数 (人)	69	51	48
受診率 (%)	94.5	106.3	98.0
健診結果 異常なし	47	42	38
健診結果 要観察	16	7	4
健診結果 要精検・要医療	6	2	6

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

③ 1歳6か月児健康診査

令和元年度の1歳6か月児健康診査受診者数は、45人となっています。

1歳6か月児健康診査

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	70	65	45
受診者数(人)	70	65	45
受診率(%)	100	100	100
健診結果 異常なし	46	43	34
健診結果 要観察	18	18	6
健診結果 要精検・要医療	6	4	5

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

④ 3歳児健康診査

令和元年度の3歳児健康診査受診者数は、74人となっています。

3歳児健康診査

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	76	58	75
受診者数(人)	74	60	74
受診率(%)	97.4	103.4	98.7
健診結果 異常なし	53	35	36
健診結果 要観察	15	17	28
健診結果 要精検・要医療	6	8	10

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

⑤ 訪問指導の状況

令和元年度現在の本町の訪問指導の状況は、以下の通りとなっています。

訪問指導の状況

単位：人

	妊産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
平成29年度	2	7	0	0	1	1	53	53	17	18
平成30年度	0	0	2	7	4	5	44	53	4	6
令和元年度	36	38	0	0	2	7	24	35	42	44

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

⑥ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数の推移

令和元年度の自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数は、134人となっています。

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
育成医療	3	3	3
更生医療	23	21	22
精神通院医療	96	105	109

資料：福祉行政報告例より（各年度末現在）

⑦ 精神保健相談と家庭訪問の状況

令和元年度の精神保健相談と家庭訪問の状況は、11人となっています。

精神保健相談と家庭訪問の状況

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神保健相談（延人員）	16	7	7
家庭訪問（延人員）	3	9	4

資料：保健センター業務報告より（各年度末現在）

⑧ 指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数の推移

平成30年度の指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数は、77人となっています。

指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度
指定難病認定者数	62	68
小児慢性特定疾病認定者数	6	9

資料：可茂の公衆衛生より（各年度末現在）

⑨ 重度心身障害者等医療費助成実績

令和元年度の重度心身障害者等医療費助成実績は、517人となっています。

重度心身障害者等医療費助成実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給対象者数（人）	506	526	517
件数（件）	13,455	13,880	14,374
1人当たり助成額（円）	1,509,672	1,587,697	1,659,907
1件当たり助成額（円）	56,774	60,168	59,703

資料：福祉医療費助成事業補助金事業実績報告書より（各年度末現在）

(7) 生活支援

① 地域生活支援事業の利用状況一覧

令和元年度の地域生活支援事業の利用状況は、以下の通りとなっています。

地域生活支援事業の利用状況一覧

単位：人

		単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人/年	6	7	4	5
日常生活用具費 支給事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	0	2	1
	自立生活支援用具	件/年	1	2	0	1
	在宅療養等支援用具	件/年	4	2	0	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	5	1	0
	排せつ管理支援用具	件/年	181	167	171	203
	住宅改修費	件/年	0	1	1	0
手話奉仕員養成講座（終了者）		人/年	2	2	1	1
移動支援事業	実利用者数	人/年	0	1	1	0
	利用時間数	時間/年	0	5.5	8.5	0
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人/年	1	1	0	0
	利用回数	回/年	99	14	0	0
日中一時支援事業	実利用者数	人/月	15	13	13	13
	利用回数	回/月	1,422	1,341	1,343	1,052
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数	人/年	1	0	1	2
自動車改造助成事業	利用者数	人/年	0	1	1	0

資料：地域生活支援事業実績報告より（各年度未現在）

② 補装具の交付・修理実施状況

令和元年度の補装具の交付・修理実施状況は、21件となっています。

補装具の交付・修理実施状況

単位：件

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
補装具交付・修理数	5	8	5	11	14	7

資料：地域生活支援事業実績報告より（各年度未現在）

|| 2 アンケート調査からみえる八百津町の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、障がいのある方の生活状況と意見をうかがい、計画策定のための基礎資料としました。

② 調査対象

八百津町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

③ 調査期間

令和2年9月18日から令和2年10月6日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

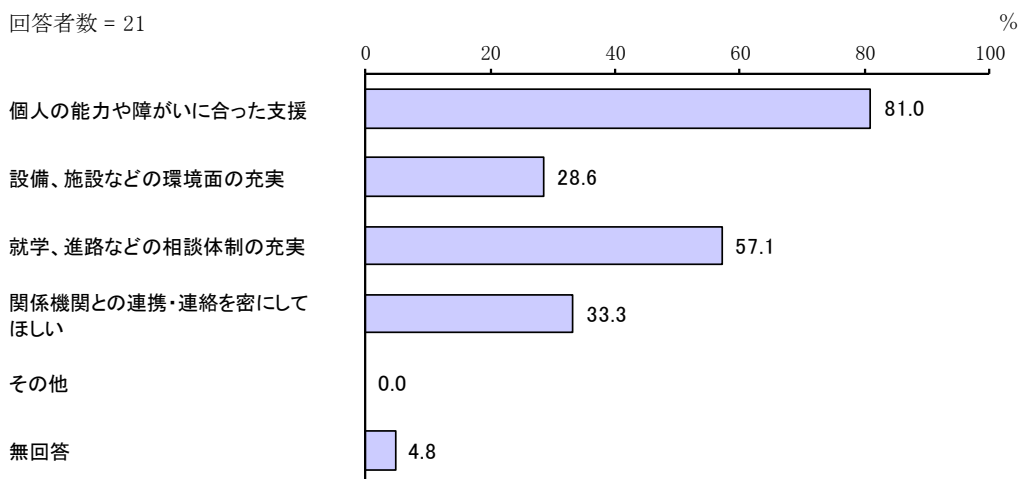
⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者	640 通	407 通	63.6%
障がい児	34 通	21 通	61.8%
発達に支援が必要な児童	38 通	38 通	100.0%

(2) 教育について

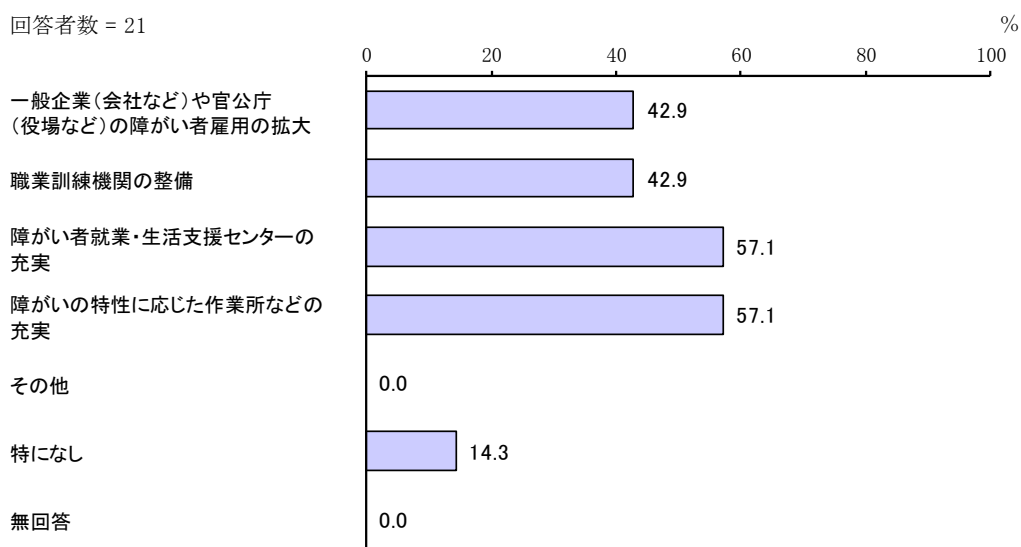
① 学校生活に期待すること（障がい児）

「個人の能力や障がいに合った支援」の割合が81.0%と最も高く、次いで「就学、進路などの相談体制の充実」の割合が57.1%、「関係機関との連携・連絡を密にしてほしい」の割合が33.3%となっています。



② 学校教育終了後の進路支援に関し、望む福祉施設（障がい児）

「障がい者就業・生活支援センターの充実」、「障がいの特性に応じた作業所などの充実」の割合が57.1%と最も高く、次いで「一般企業（会社など）や官公庁（役場など）の障がい者雇用の拡大」、「職業訓練機関の整備」の割合が42.9%となっています。

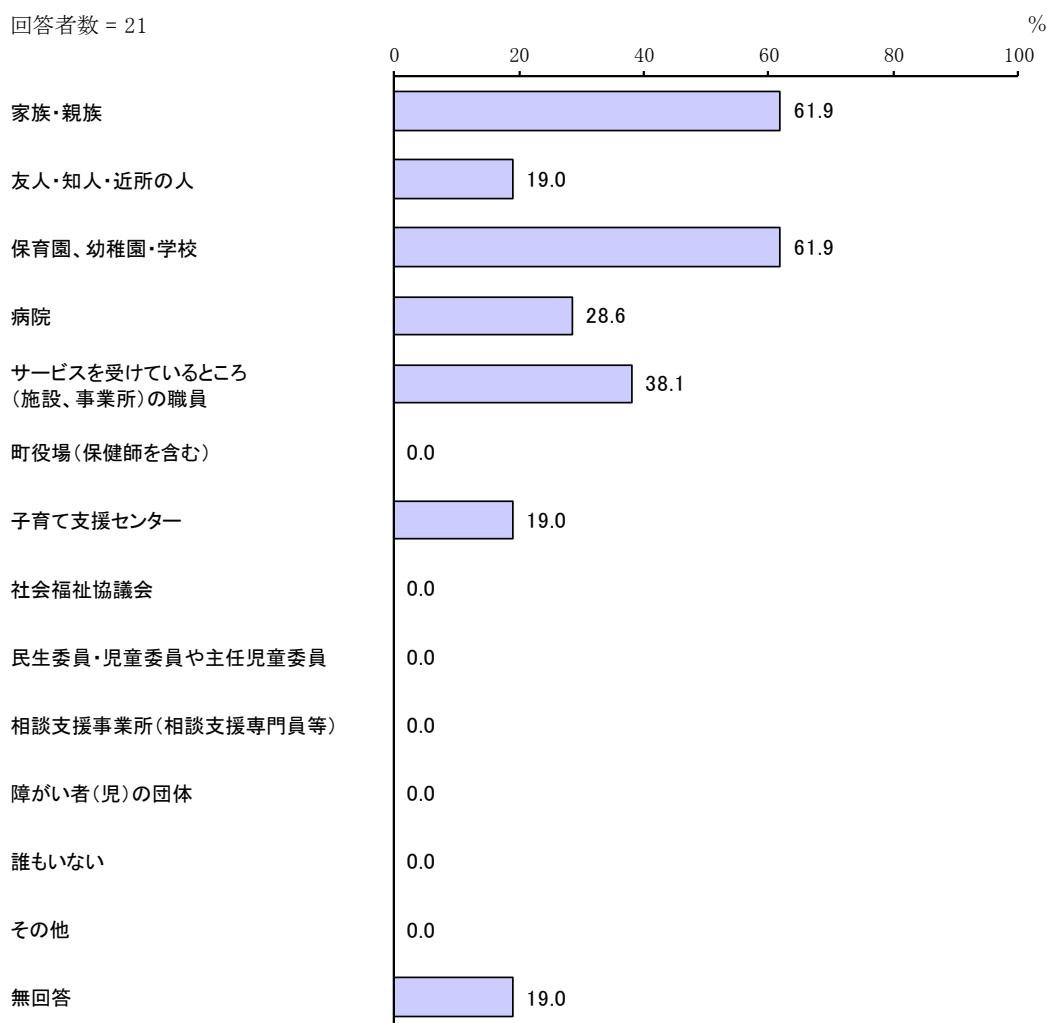


(3) 相談支援について

① お子さんに関する悩みや困ったことの相談先（障がい児）

「家族・親族」「保育園、幼稚園・学校」の割合が61.9%と最も高く、次いで「サービスを受けているところ（施設、事業所）の職員」の割合が38.1%、「病院」の割合が28.6%となっています。

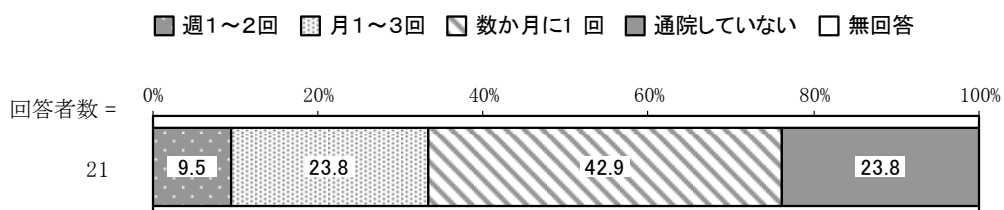
回答者数 = 21



(4) 医療について

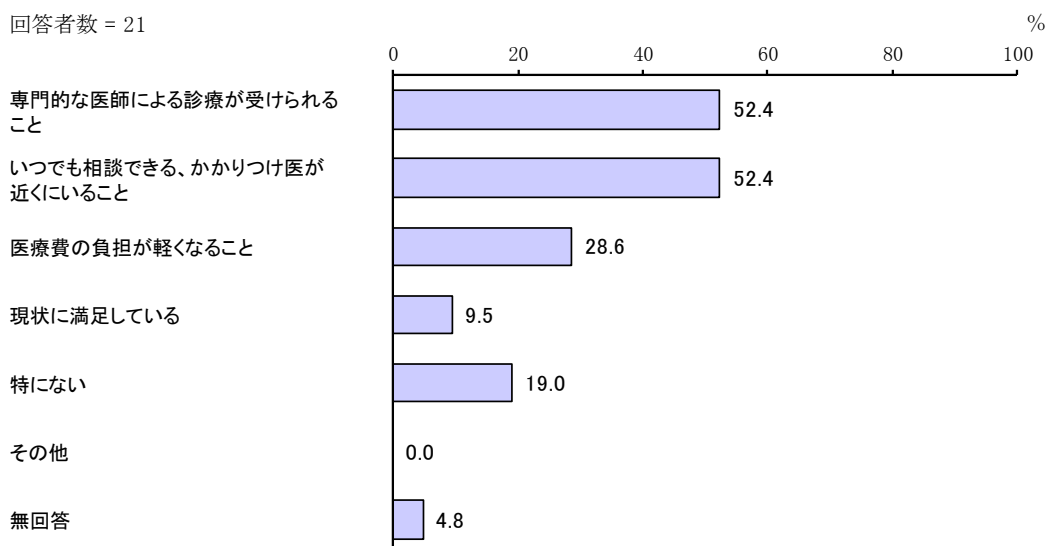
① 通院頻度（障がい児）

「数か月に1回」の割合が42.9%と最も高く、次いで「月1～3回」、「通院していない」の割合が23.8%となっています。



② 医療に望むこと（障がい児）

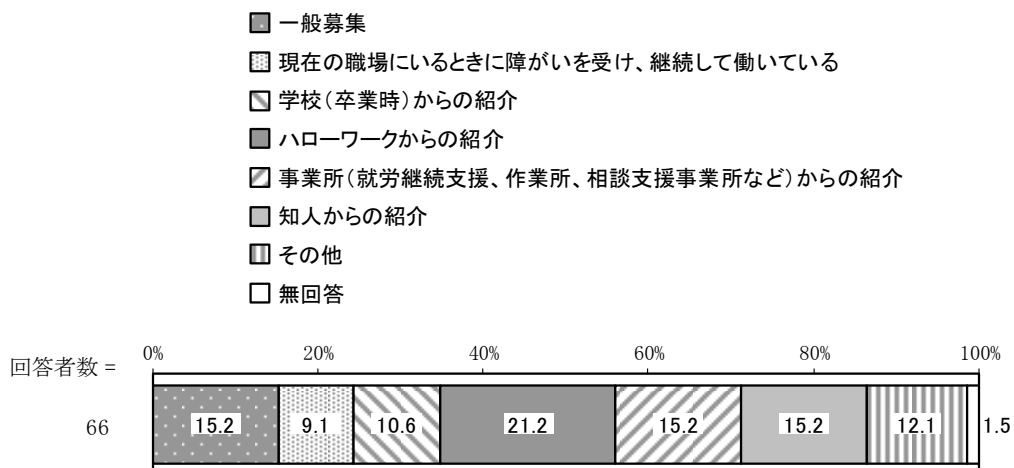
「専門的な医師による診療が受けられること」、「いつでも相談できる、かかりつけ医が近くにいること」の割合が52.4%と最も高く、次いで「医療費の負担が軽くなること」の割合が28.6%となっています。



(5) 就労について

① 現在の仕事をどのように見つけたか（障がい者）

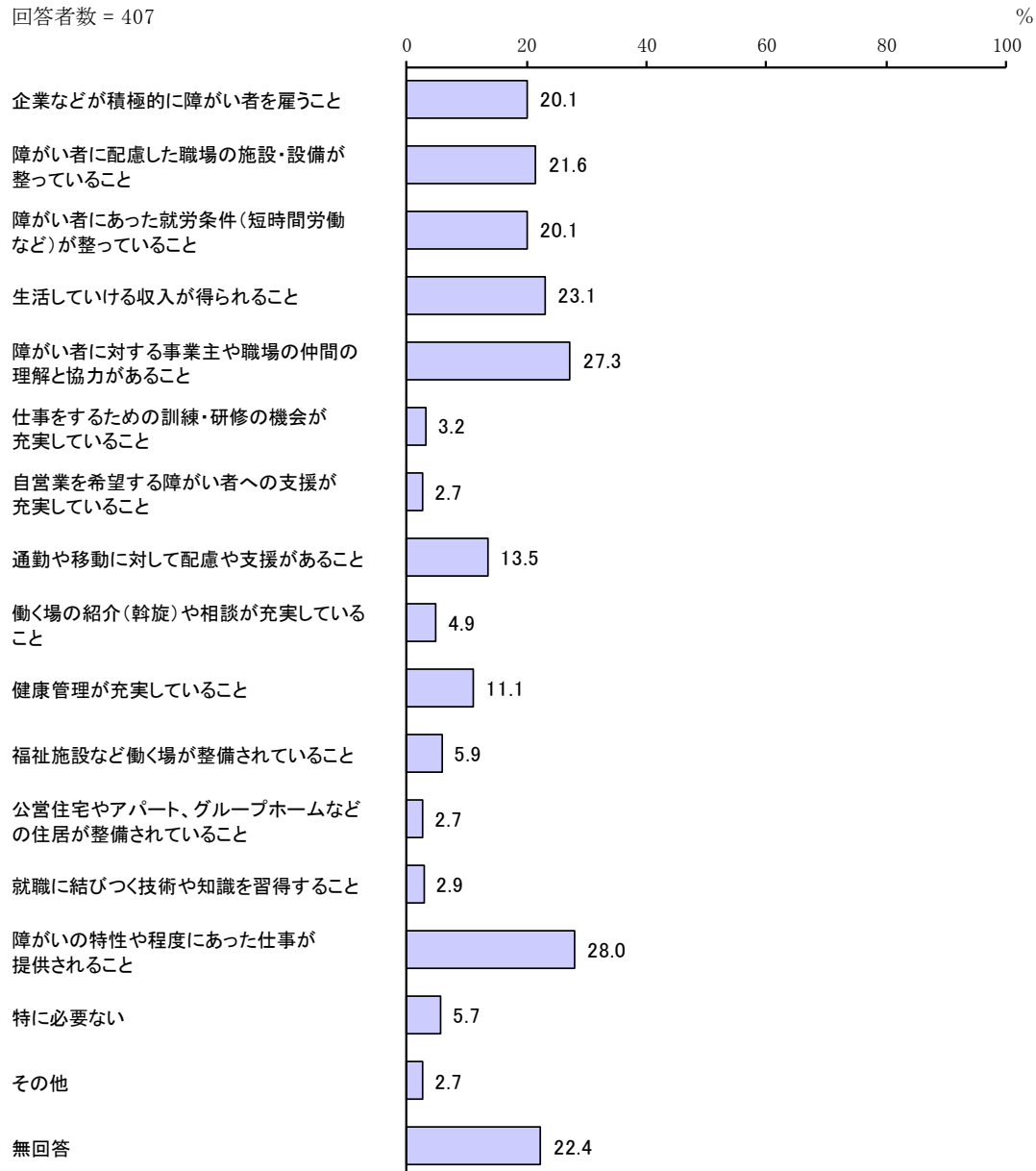
「ハローワークからの紹介」の割合が 21.2%と最も高く、次いで「一般募集」、「事業所（就労継続支援、作業所、相談支援事業所など）からの紹介」、「知人からの紹介」の割合が 15.2%となっています。



② 就労に必要な支援（障がい者）

「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」の割合が28.0%と最も高く、次いで「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が27.3%、「生活していける収入が得られること」の割合が23.1%となっています。

回答者数 = 407



【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」の割合が高く、4割半ばとなっています。また、精神障がいでは「障がい者にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」「生活していける収入が得られること」の割合が高くなっています。

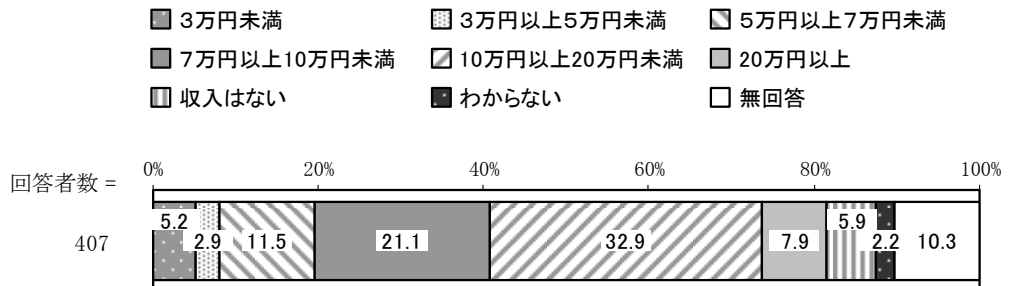
単位：%

区分	回答者数（件）	企業などが積極的に障がい者を雇うこと	障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること	障がい者にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること	生活していける収入が得られること	障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	自営業を希望する障がい者への支援が充実していること	通勤や移動に対して配慮や支援があること
身体障がい	312	20.8	22.4	20.2	23.7	26.3	1.6	3.2	13.1
知的障がい	56	17.9	26.8	16.1	10.7	26.8	5.4	1.8	16.1
精神障がい	44	22.7	13.6	29.5	36.4	27.3	6.8	—	18.2

区分	働く場の紹介（斡旋）や相談が充実していること	健康管理が充実していること	福祉施設など働く場が整備されていること	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	就職に結びつく技術や知識を習得すること	障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること	特に必要ない	その他	無回答
身体障がい	4.8	12.5	7.4	2.2	2.6	26.9	6.1	1.9	23.1
知的障がい	1.8	10.7	5.4	7.1	5.4	44.6	1.8	5.4	17.9
精神障がい	9.1	11.4	4.5	2.3	4.5	25.0	4.5	4.5	11.4

③ 一か月の収入（障がい者）

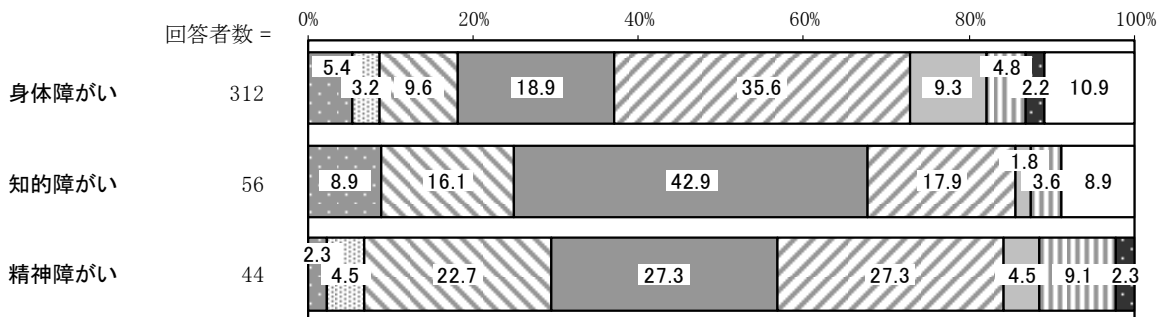
「10万円以上 20万円未満」の割合が32.9%と最も高く、次いで「7万円以上 10万円未満」の割合が21.1%、「5万円以上 7万円未満」の割合が11.5%となっています。



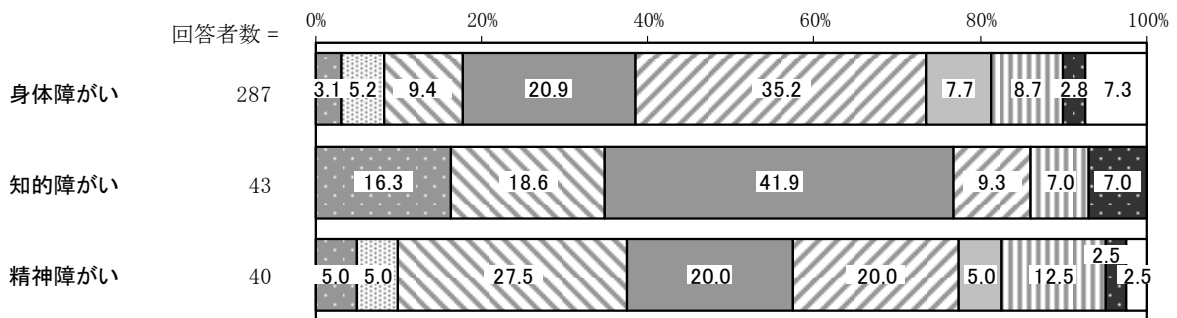
【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、知的障がい者で「7万円以上 10万円未満」の割合が高く、約4割となっています。身体障がい者で「10万円以上 20万円未満」の割合が高く、3割半ばとなっています。また、精神障がい者では「7万円以上 10万円未満」及び「10万円以上 20万円未満」の割合が最も高くなっており、平成29年調査では、「5万円以上 7万円未満」の割合が最も高くなっています。

〈令和2年調査〉

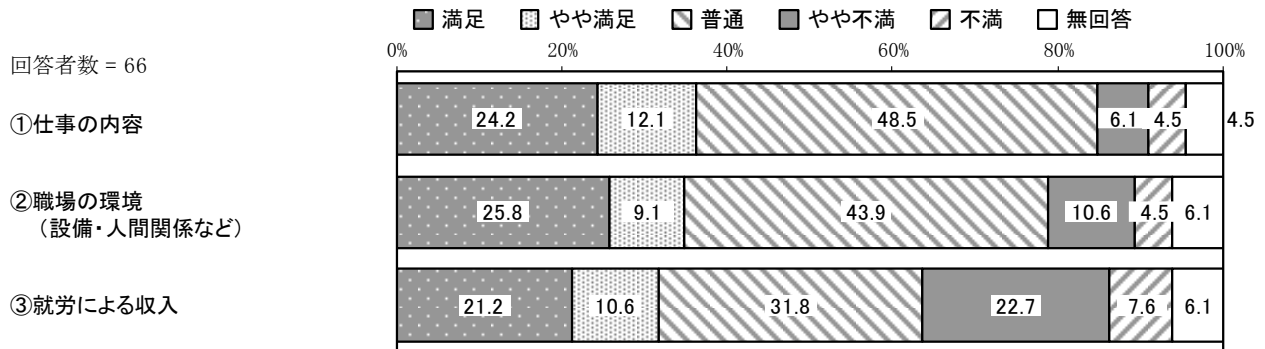


〈平成29年調査〉



④ 仕事や職場の満足度（障がい者）

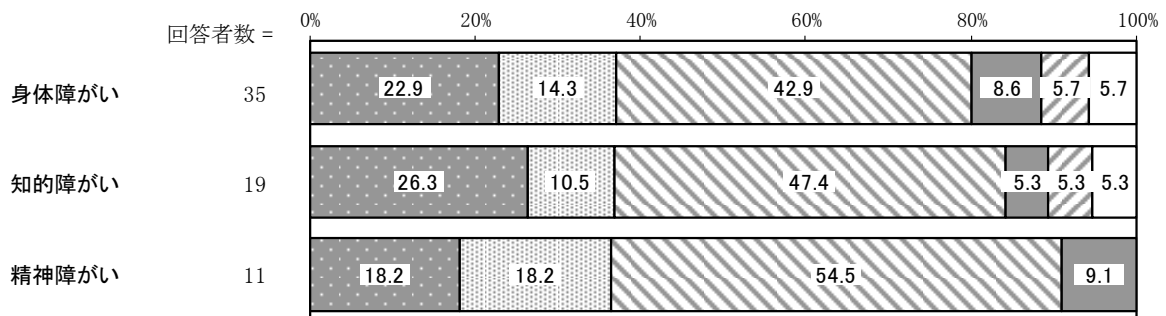
『①仕事の内容』『②職場の環境（設備・人間関係など）』で「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”の割合が高く、3割半ばとなっています。また、『③就労による収入』で「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が高く、約3割となっています。



【障がい種別】

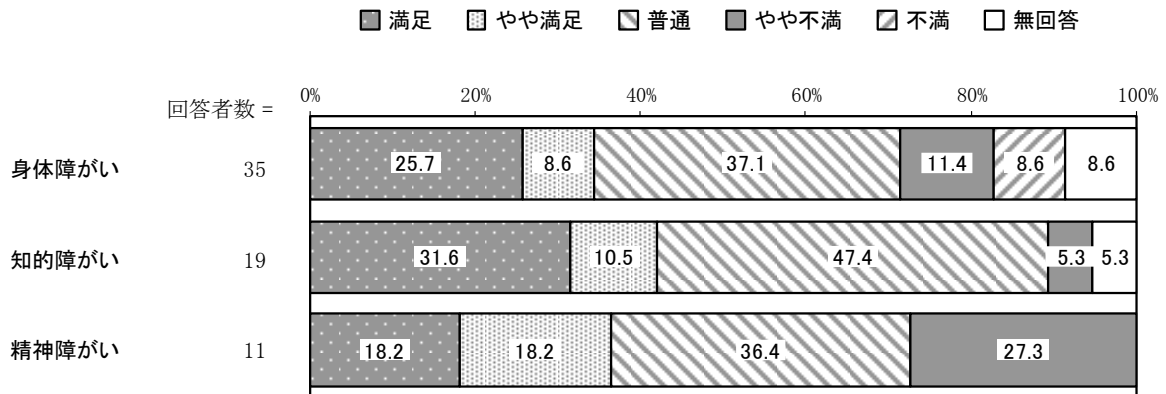
ア 仕事の内容

障がい種別でみると、他に比べ、身体障がい者で「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が高く、1割半ばとなっています。



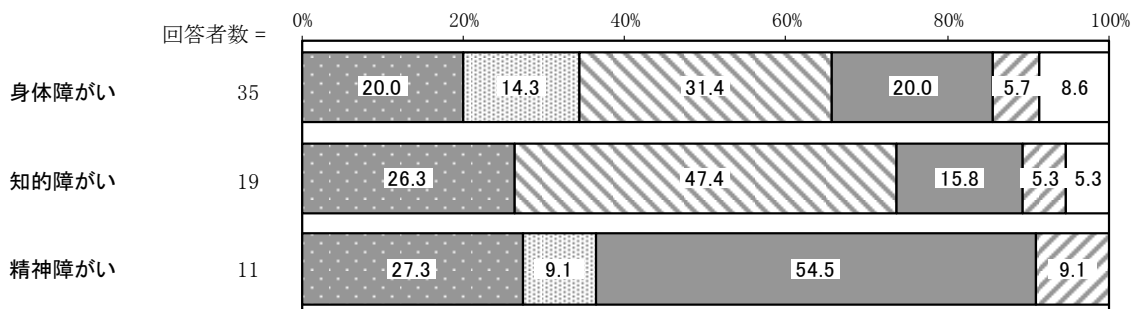
イ 職場の環境（設備・人間関係など）

障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは「満足」と「やや満足」をあわせた“満足”の割合が高く、約4割となっています。また、精神障がいでは「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が高く、約3割となっています。



ウ 就労による収入

障がい種別でみると、他に比べ、精神障がいでは「やや不満」と「不満」をあわせた“不満”の割合が高く、6割以上となっています。

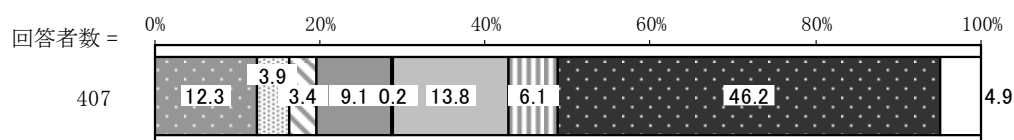


(6) 日常生活、暮らしについて

① 平日の昼間の過ごし方（障がい者）

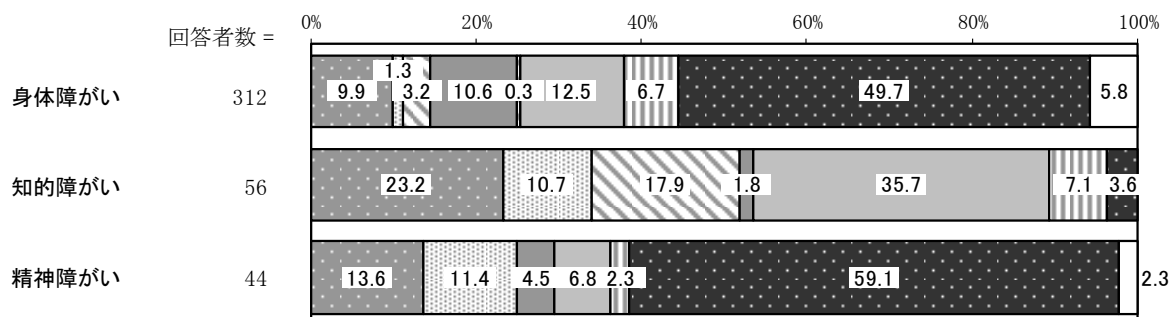
「家庭内で過ごしている」の割合が 46.2%と最も高く、次いで「病院に入院または施設に入所している」の割合が 13.8%、「正規・非正規に関わらず、雇用者として働いている」の割合が 12.3%となっています。

- 正規・非正規に関わらず、雇用者として働いている
- ▨ 障がい者のための就労系サービス(就労継続支援A型・B型、就労移行支援など)を利用して働いている
- ▩ 障がい者のための通所サービス(生活介護、日中一時支援など)を利用している
- 介護保険の通所サービスを利用している
- ▨ 学校に通っている
- 病院に入院または施設に入所している
- その他
- 家庭内で過ごしている
- 無回答



【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、精神障がい者で「家庭内で過ごしている」の割合が高く、約6割となっています。また、知的障がい者で「正規・非正規に関わらず、雇用者として働いている」「障がい者のための通所サービス(生活介護、日中一時支援など)を利用している」「病院に入院または施設に入所している」の割合が高くなっています。

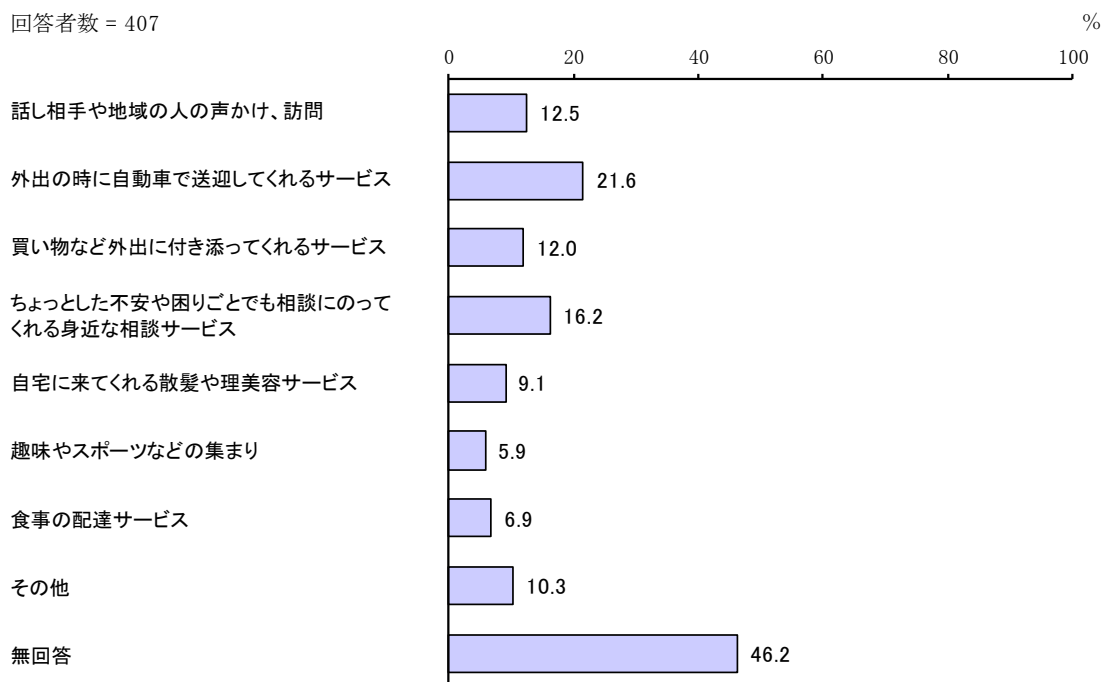


(7) 支援・サービスについて

① 必要な支援、サービス（障がい者）

「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」の割合が 21.6%と最も高く、次いで「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」の割合が 16.2%、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問」の割合が 12.5%となっています。

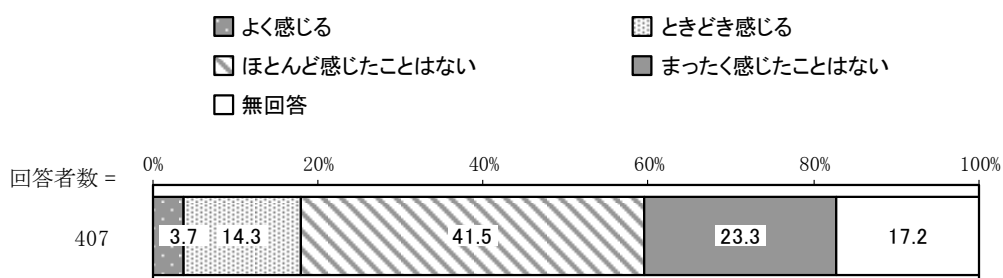
回答者数 = 407



(8) 障がいの理解について

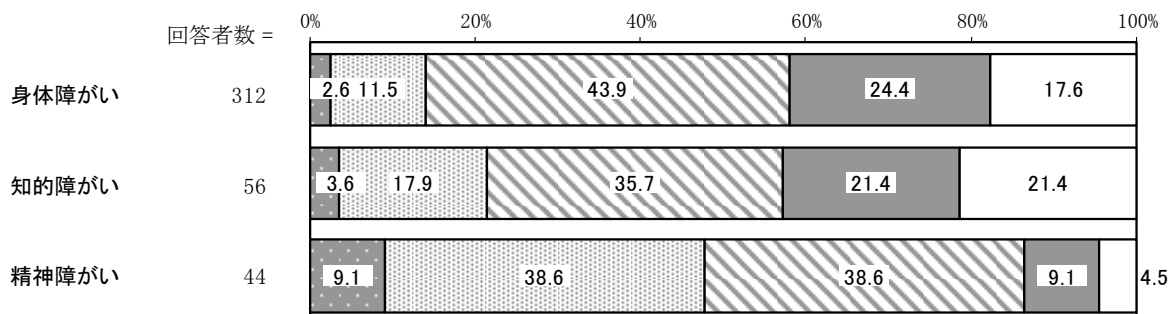
① 障がいのことでの差別や人権侵害（障がい者）

「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が18.0%、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」をあわせた“感じたことはない”の割合が64.8%となっています。



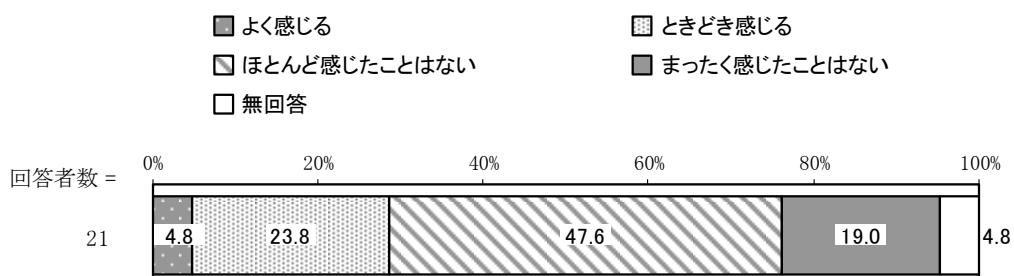
【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、精神障がい者で「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が高く、約5割となっています。また、身体障がい者で「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」をあわせた“感じたことはない”の割合が高く、約7割となっています。



② 障がいのことでの差別や人権侵害（障がい児）

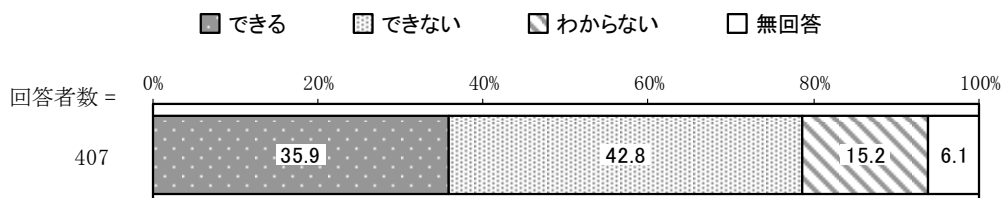
「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が28.6%、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」をあわせた“感じたことはない”の割合が66.6%となっています。



(9) 災害時等の支援について

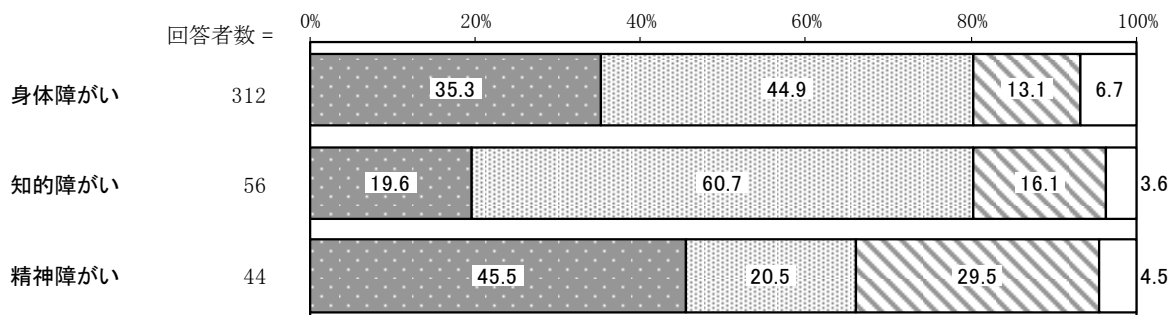
① 災害時にひとりで避難できるかについて（障がい者）

「できない」の割合が42.8%と最も高く、次いで「できる」の割合が35.9%、「わからない」の割合が15.2%となっています。



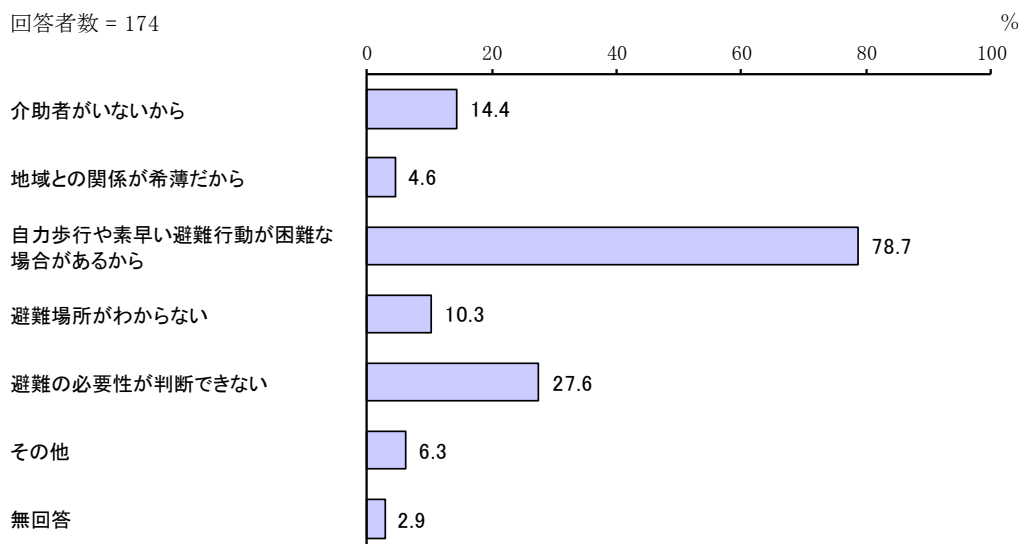
【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、精神障がいで「できる」の割合が高く、4割半ばとなっています。また、知的障がいで「できない」の割合が高く、約6割となっています。



② 災害のときに困ること（障がい者）

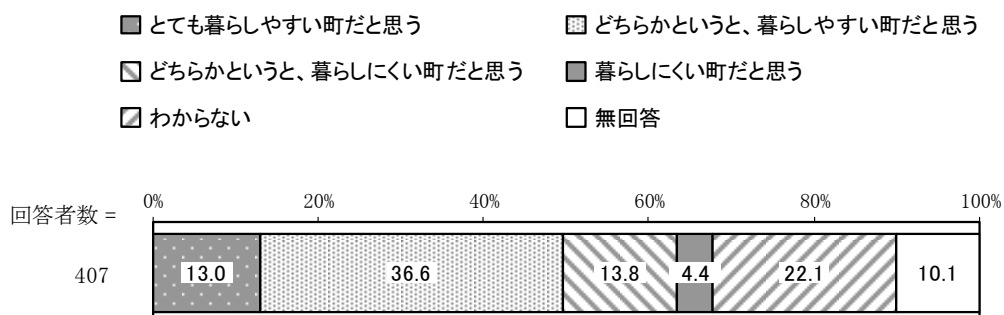
「自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるから」の割合が78.7%と最も高く、次いで「避難の必要性が判断できない」の割合が27.6%、「介助者がいないから」の割合が14.4%となっています。



(10) 生活環境について

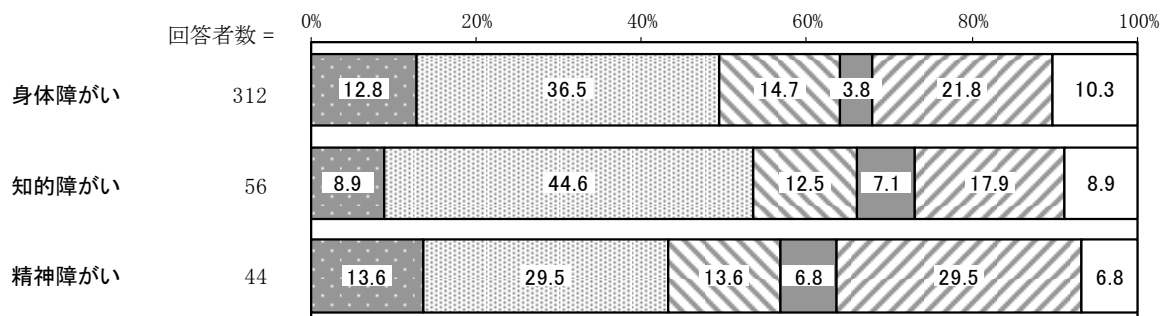
① 八百津町は暮らしやすい町だと思うか（障がい者）

「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」をあわせた“暮らしやすい町だと思う”の割合が49.6%、「どちらかという、暮らしにくい町だと思う」と「暮らしにくい町だと思う」をあわせた“暮らしにくい町だと思う”の割合が18.2%となっています。



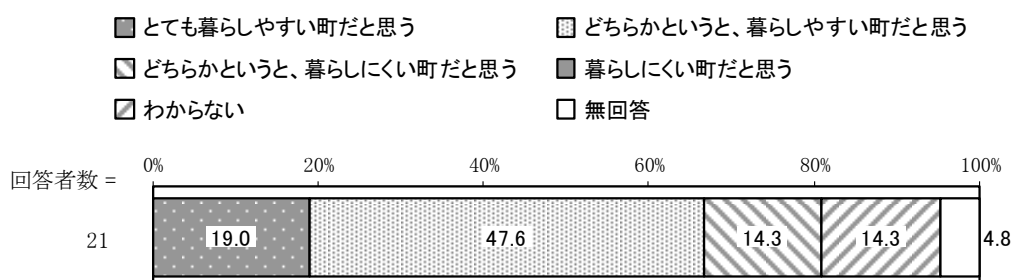
【障がい種別】

障がい種別でみると、精神障がいに比べ、身体障がい、知的障がいで「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」をあわせた“暮らしやすい町だと思う”の割合が高く、約5割となっています。



② 八百津町は暮らしやすい町だと思うか（障がい児）

「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」をあわせた“暮らしやすい町だと思う”の割合が66.6%、「どちらかという、暮らしにくい町だと思う」と「暮らしにくい町だと思う」をあわせた“暮らしにくい町だと思う”の割合が14.3%となっています。



3 前期計画の評価及び課題

本町の障がい児・者を取り巻く課題を、アンケート調査結果、事業の実施状況から、前計画の施策ごとに整理しました。

施策 1 教育の充実

本町では、やおつの子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるよう、障がいのある児童もない児童も、ともに学び、ともに成長するインクルーシブ教育を推進してきました。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい児調査結果をみると、「学校生活において、今後さらに期待すること」では、「個人の能力や障がいに合った支援」の割合が81.0%と最も高く、次いで「就学、進路などの相談体制の充実」の割合が57.1%、「関係機関との連携・連絡を密にしてほしい」の割合が33.3%となっています。

特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備が必要となっています。地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

さらに、学校教職員、福祉サービス事業所の職員等に対して、障がいへの一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実が求められます。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査、障がい児調査結果をみると、「学校教育終了後の進路支援に関し、望む福祉施策」は、「障がい者就業・生活支援センターの充実」、「障がいの特性に応じた作業所などの充実」の割合が57.1%と最も高く、次いで「一般企業（会社など）や官公庁（役場など）の障がい者雇用の拡大」、「職業訓練機関の整備」の割合が42.9%となっています。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要です。

施策2 障がいのある人の生活支援と療育支援

本町では、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制、障がい福祉サービス、医療・療育等の充実を図ってきました。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい児調査結果をみると、「お子さんに関する悩みや困ったことを相談する」のは、「家族・親族」「保育園、幼稚園・学校」の割合が61.9%と最も高く、次いで「サービスを受けているところ（施設、事業所）の職員」の割合が38.1%、「病院」の割合が28.6%となっています。

また、「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい者調査結果をみると、「必要な支援やサービス」は「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」の割合が21.6%と最も高く、次いで「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」の割合が16.2%、「話し相手や地域の人声かけ、訪問」の割合が12.5%となっています。

個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関（基幹相談支援センターや八百津町成年後見相談センター等）の周知、支援につなげる連携体制の強化、いつでも不安や困りごとが相談できる窓口、そして対応する職員の資質向上を図っていくことが必要です。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい児調査結果をみると、「通院の頻度」は、「数か月に1回」の割合が42.9%と最も高く、次いで「月1～3回」、「通院していない」の割合が23.8%となっています。「医療に望むこと」は、「専門的な医師による診療が受けられること」、「いつでも相談できる、かかりつけ医が近くにいること」の割合が52.4%と最も高く、次いで「医療費の負担が軽くなること」の割合が28.6%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等を工夫し改善を図っていくことが求められます。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診につなげていくことが必要です。また、医療的ケアが必要な児童に対しては、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、寄り添う支援をしていくことが必要です。

また、すべての町民が必要な情報をキャッチできるよう、令和3年度中に町全戸にタブレットを配布し、防災情報・イベント案内などの行政情報を発信していきます。このシステムにより、障がいのある人がより確実に情報をとらえることができるようになります。

施策3 雇用・就業の促進

本町では、自立と社会参加に向け、障がいのある人の特性に応じた多様な就業機会が提供されるよう、総合的な就労支援を推進します。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい者調査結果をみると、「現在の仕事をどのように見つけたか」について、「ハローワークからの紹介」の割合が21.2%と最も高く、次いで「一般募集」、「事業所（就労継続支援、作業所、相談支援事業所など）からの紹介」、「知人からの紹介」の割合が15.2%となっています。「障がいのある方が働くために必要だと思うこと」は、「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」の割合が28.0%と最も高く、次いで「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が27.3%、「生活していける収入が得られること」の割合が23.1%となっており、精神障がいでは「障がい者であった就労条件（短時間労働など）が整っていること」「生活していける収入が得られること」の割合が高くなっています。

「1か月間の総収入」は「10万円以上20万円未満」の割合が32.9%と最も高くなっています。障がい種別でみると、精神障がいでは「7万円以上10万円未満」「10万円以上20万円未満」の割合が最も高くなっており、平成29年度調査では「5万円以上7万円未満」が最も高くなっていたため、収入額が増えている様子がうかがえます。

また、日中の過ごし方について、知的障がいでは「正規・非正規に関わらず、雇用者として働いている」は23.2%、精神障がいでは13.6%となっています。

就労は、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し地域に貢献することにつながります。地元の八百津で就労し、やりがいを持ち、生き生きと暮らすことができるまちを目指すことは、思いやりと人道のまちづくりにつながります。そのためには、町民の障がいや障がい者への理解促進、受け入れる地元商店や企業などの拡大に取り組んでいく必要があります。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい者調査結果をみると、「現在の仕事や職場についての満足度」については、障がい種別でみると、精神障がいでは“不満”の割合が高く、職場の環境（設備・人間関係など）や就労による収入などにおいて課題がみられます。

また、近年新型コロナウイルス感染症への対応としてみられる、在宅ワークなどを含む新たな生活様式についても考慮しつつ、障がいのある方が社会とつながり続けられる就労を実現していく必要があります。

また、教育機関とも連携し、就学や進学時の相談体制の確保や、本人の希望や適正に沿った就労に向けた支援を行うことが必要です。

施策 4 スポーツ・文化活動の推進

本町では、障がいのある人が、生涯学習、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じて、充実感や楽しさを味わい、健康づくり、仲間づくりの機会となるよう参加を促進してきました。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

施策5 障がい者にやさしいまちづくりの推進

本町では、ハード、ソフト両面からのバリアフリーを促進するとともに、障がいのある人が安心して暮らせる、地域ぐるみで支え合うまちを目指してきました。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい者調査結果をみると、「日常生活において、差別や偏見・疎外感を感じることもあるか」について、「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が18.0%、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」をあわせた“感じたことはない”の割合が64.8%となっています。障がい児調査結果では、「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が28.6%、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」をあわせた“感じたことはない”の割合が66.6%となっています。

差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を町民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切です。

また、成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが重要です。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい者調査結果をみると、「災害発生時に一人で避難することができるか」について、「できない」の割合が42.8%と最も高く、次いで「できる」の割合が35.9%、「わからない」の割合が15.2%となっています。

「災害の時に困ること」では、「自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるから」の割合が78.7%と最も高く、次いで「避難の必要性が判断できない」の割合が27.6%、「介助者がいないから」の割合が14.4%となっています。

八百津町では、令和元年度に避難行動要支援者システムを導入し、防災計画に掲げる「要支援者」の登録を行っています。常に最新の「要支援者」情報を抽出でき、有事の際には即活用できる体制を整備しました。また、地域の民生児童委員による見守り台帳情報との連動も行っており、要支援者の把握に努めています。

自助の部分で、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及をしていくことも今後取り組む必要があります。支援体制の充実においては、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がい者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・

協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防災・防犯対策を推進する必要があります。

「障がい者計画・障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査 障がい者調査結果をみると、「八百津町は暮らしやすい町だと思うか」について、「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」をあわせた“暮らしやすい町だと思う”の割合が49.6%、「どちらかという、暮らしにくい町だと思う」と「暮らしにくい町だと思う」をあわせた“暮らしにくい町だと思う”の割合が18.2%となっています。

障がい児調査結果では、「とても暮らしやすい町だと思う」と「どちらかという、暮らしやすい町だと思う」をあわせた“暮らしやすい町だと思う”の割合が66.6%、「どちらかという、暮らしにくい町だと思う」と「暮らしにくい町だと思う」をあわせた“暮らしにくい町だと思う”の割合が14.3%となっています。

障がいのある人を含む、すべての人が心地よく暮らすことができ、生活環境においてやさしく安全なまちづくりに向けて、人づくり・まちづくりに努めることが必要です。

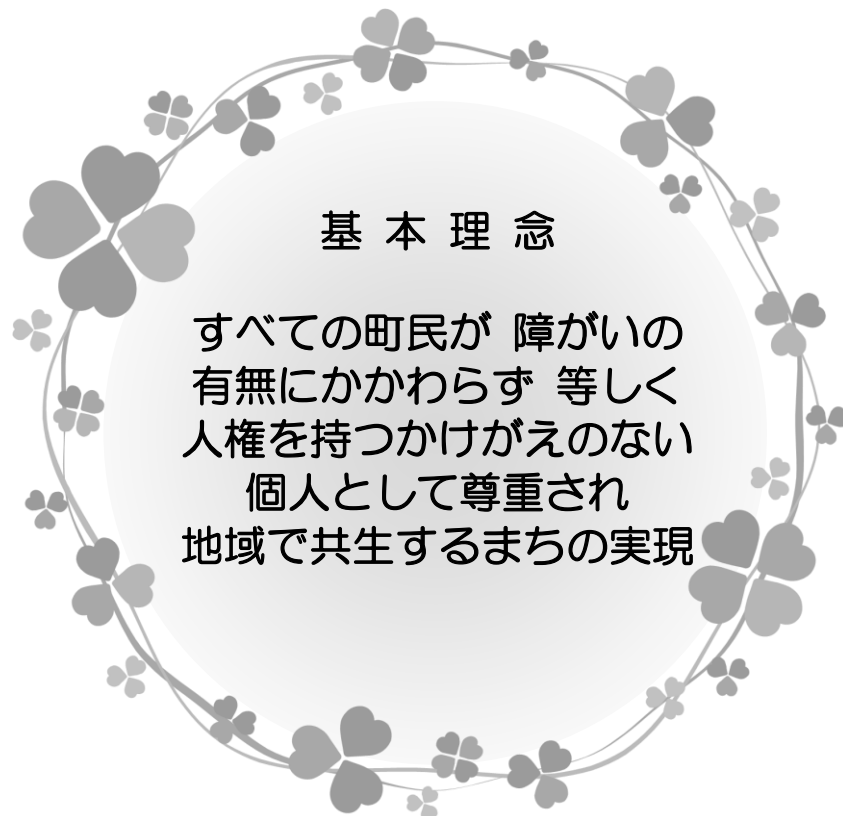


計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、「第5次八百津町総合計画」において、杉原千畝氏を象徴する「人道精神」を、現在そして将来に向けて、町民が主体的に守り、引き継いでいく重要な精神であるとし、「八百津」といえば「人道のまち」、「人道のまち」といえば「八百津」、と想起されるような町を目指し、まちづくりをすすめています。

第4次八百津町障がい者福祉計画（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））では、「すべての町民が 障がいの有無にかかわらず 等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され 地域で共生するまちの実現」を基本理念とし、計画を推進しており、本計画においても、杉原千畝氏に由来する「人道精神」を踏まえ、この基本理念を継承し、計画を推進します。



|| 2 基本目標

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、平等に基本的人権を有するとして、市民の障がいへの理解を進め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進し、障がい者の自立と社会参加を支援します。

また、快適な生活環境を整えるため、公共施設や大規模施設等のバリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を推進します。また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

障がい者にとっての安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることも重要です。今後も、避難行動に支援を要する障がいのある人とその家族が安心できる避難体制の強化に努めます。

(2) 教育の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

(3) 障がいのある人の生活支援と療育支援

さまざまな状況にある障がい児・者とその介護者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実に努めます。

また、在宅での生活を支える障がい福祉サービス等の提供体制や、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実に努めていきます。

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実に努め、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

また、障がいのある人が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要です。これらの情報を障がいのある人が入手しやすい環境に整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

さらに、さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある人が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。

(4) 雇用・就業の促進

障がい者の自立と社会参加を推進するため、障がい者への就労支援を推進します。就労移行支援事業等の利用や就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進します。

また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がい者の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

(5) スポーツ・文化活動

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]





基本計画

1 障がい者にやさしいまちづくりの推進

(1) 差別解消に向けた体制整備

障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、啓発や広報活動を通じ、福祉教育や差別解消の取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
啓発・広報の推進	町や町社会福祉協議会の広報紙やホームページ、町産業祭などのイベントや障害者週間、人権週間などさまざまな機会をとらえて、障がいや障がい者理解を深めるための啓発活動を推進します。	健康福祉課 総務課 社会福祉協議会
	障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育等の障害者権利条約の基本的な考え方について周知を図ります。	健康福祉課
福祉教育の推進	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が障がい者施設、福祉施設など訪問をして、健康や福祉をテーマとする課題に取り組む学習を推進します。	教育課
	社会科などの教科や総合的な学習の時間及び道徳などの時間を活用して、人権教育と併せて障がい者への正しい理解を深めることを通して、心を育むための教育を行い、各学校での情報交換や福祉教育の充実に努めます。	教育課
	青少年育成町民会議と連携を強め、差別や偏見を持たない若者の育成に努めます。人道賞などの表彰により青少年の人権意識をより活性化していくことや、人権講演会などを通じて多くの人に人道精神の浸透を図ることなどに取り組みます。	教育課

事業名	事業概要	主担当課
障がい理由とする差別の解消	<p>障害者差別解消法の施行を踏まえ、一層の心のバリアフリーを推進する啓発・教育活動を推進するとともに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などについて周知を図ります。事業者等による差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の相談を受け付けた際は、法の趣旨を説明して、理解を得るよう努めます。</p>	健康福祉課
	<p>町の障がいのある方への配慮マニュアルをもとに、窓口対応、障がい者への合理的配慮等が適切に行われるよう、職員の研修を実施します。</p> <p>町職員一人ひとりが、障がい者に対して適切に対応し、また、障がい者、その家族及びその他関係者からの相談等に的確に対応するため、各種研修等を実施することにより、職員の障がいに関する理解の促進を図ります。</p>	秘書室
	ヘルプマークの周知・配布・利用促進を行います。	健康福祉課
	平成30年度に策定した「八百津町人権施策推進指針」に基づき、人権を尊重する意識づくりや虐待防止を推進し、障がい者の差別解消に向けて取り組んでいきます。	総務課
障がいのある人の権利擁護	障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度や、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業について、その周知を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会
	令和2年4月より、八百津町成年後見相談センターが設置され、権利擁護に関する相談体制が整いました。	健康福祉課 社会福祉協議会
行政における合理的配慮の推進	障がいのある人への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、障がいのある人へのさまざまな社会的障壁を除去するための積極的な啓発を行います。	健康福祉課

(2) 防犯・防災、感染症対策の推進

障がいのある人が犯罪被害に遭わないよう地域での見守りを強化したり、災害時の避難を地域で支援できるよう、災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。また、感染症対応への支援を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
防災体制の強化	自治会長会などさまざまな機会を捉えて、地域での自主防災組織の強化を呼びかけます。防災行政情報をデジタル化し、音声配信に加え文字情報や画像情報も配信できるシステムを導入します。防災リーダー・防災士を中心とした防災訓練の他、地域毎に実情に合った訓練を促進します。災害時には避難行動要支援者名簿を関係機関に提供し要配慮者支援に活用するとともに個別支援計画の策定を推進します。	防災安全室
防犯対策の推進	障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、相談窓口の周知を行うとともに、庁内関係部署をはじめ、社会福祉協議会、サービス事業所、警察、民生委員など障がいのある人の身近にいるすべての人と連携強化を図り、地域での見守り体制の構築を促進します。	地域振興課 健康福祉課
	八百津町は、平成25年度に「八百津町見守りネットワーク事業」を立ち上げ、町内で営業する事業所等と「見守り」に関する協定を結んでいます。異変に気づいたら役場や警察など関係機関に知らせて、早期の支援につなげることを目的としており、令和2年には7事業所と新たに協定を結びました。今後も事業所等に協力を働きかけていきます。	健康福祉課
地域福祉活動の推進	介護保険においては、地域全体で高齢者を支える介護予防・日常生活支援総合事業が進められています。今後は地域住民の支援の輪を広げ、高齢者だけでなく障がいのある人等への見守りや生活支援のための体制整備を検討します。	健康福祉課
感染症に対する備えの検討	町内の障がい者施設(居住・日中活動サービス事業所)での感染症について、対応を周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援し、危機管理体制の整備をします。	健康福祉課

(3) やさしいまちづくりの推進

公共施設、大規模施設等においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
公共的建築物のバリアフリー化の推進	新設の公共的建築物については、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。既存建築物については改築等の計画に沿って順次バリアフリー化を進めるとともに、改築等の計画がない公共施設についても「通路に物を置かない」「点字シールを貼る」など実施可能なバリアフリー化を進めていきます。	建設課
	側溝蓋の段差やガタつきは、見つけ次第補修をしていきます。	教育課
	公園関係の屋外トイレの洋式化を順次進めていきます。	
	コミュニティセンターのトイレの洋式化について検討します。	
移動の円滑化	町営住宅については、新築や改築の計画に併せ、関係部局と連携し、より充実した町営住宅整備に努めます。	建設課
	国、県等との連携により、主要道路の歩・車道分離と十分な広さの歩道の確保を順次進めるとともに、歩道の段差や障害物の除去、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。	建設課
	地域公共交通網形成計画を基本とした、できる限り障がいのある人の利用に配慮した対策を進めていきます。	地域振興課
	障がい者用駐車スペースの確保を推進するとともに、マナーの向上を図ります。	教育課
	障がいのある人の外出を支援するため、車いすのまま乗り込める車両の貸し出しを行います。	社会福祉協議会

2 教育の充実

(1) インクルーシブ教育の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
インクルーシブ教育の推進	障がいのある児童・生徒とない児童・生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進します。	教育課
	児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援など、合理的配慮の提供を図ります。	
	外部人材の活用を行い、専門性のある支援体制や教員の知識・技能など指導力の向上を図ります。	
	教職員、児童・生徒、保護者を含め学校全体で障がい者理解の促進に取り組みます。学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が障がい者施設、福祉施設などを訪問するなどして、健康や福祉をテーマとする課題に取り組む学習を推進します。	
	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど支援を必要とする児童・生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の充実を図ります。	
就学や進路相談など教育支援体制の充実	発達障がいのある子どもの状況及び本人や保護者の意向を踏まえて通常学級、特別支援学級、特別支援学校など、適切な場での教育を受けられるよう、教育支援委員会による就学相談・指導の充実に努めます。障がいのある児童・生徒の保育園や放課後児童クラブへの受け入れを促進します。	教育課
	障がいのある子どもをもつ家族を支える支援や相談の機会を設けるなど、教育・福祉・保健部門の連携を図り、就学前から就学中、就学後にわたり、系統的な支援体制を構築し、適正な教育支援を推進します。	教育課 健康福祉課
学校施設のバリアフリー化の推進	学校・公民館などの教育関係施設について、スロープ・手すり・障がい者用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進し、基礎的環境整備を進めます。	教育課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携して、町内の障がい者施設の利用者と住民がふれあう機会づくりを推進します。	健康福祉課 教育課
	社会福祉協議会と連携して、小・中・高等学校において、障がい者について学ぶための支援を行うなど、福祉教育を推進します。	

(2) 障がい児の子ども・子育て支援の充実

幼稚園や保育園における集団保育や統合保育の中で、障がいのある乳幼児や発達に支援が必要な乳幼児の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を図るとともに、障がいの理解や障がい児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援の充実	子育て支援センターや各保育園、親子教室、保健センター等、障がい児をもつ保護者からの子育てに関する相談に適切に応じられるよう職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課 各保育園
保育園の障がい児の受け入れの推進	保育園における障がい児の受け入れを促進するため、加配保育士の確保に努めます。 加配保育士の障がい児に関する知識を高めていきます。	
放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの推進	障がい児の特性をふまえた支援の向上のため、学校、地域の障がい児関係専門機関、専門家等との相談体制を構築し、障がい児を受け入れるための研修や学習会に積極的に参加し、指導員などの資質の向上、環境整備に努めます。	健康福祉課

3 障がいのある人の生活支援と療育支援

(1) 相談体制の充実

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

【主な取組】

事業名	事業概要	主担当課
基幹相談支援センターの設置	複雑、多様化している相談に対応していくため、圏域で相談事業所のバックアップ機能を活用しながら、健康福祉課窓口において基幹相談支援センターを設置しています。	健康福祉課
自立支援協議会の活用	自立支援協議会の活性化を図り、地域の課題を把握し、共有して課題解決に向けた取組を推進します。	
社会福祉協議会との連携	障がい者の悩みに対応できるよう職員の研修等により個々のスキルアップを図り、総合相談体制の充実を図ります。	
身体障害者相談員の活動推進	3名の身体障害者相談員による相談活動の支援・推進を行います。	
依存症対策の推進	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。	
発達障がい者への支援	子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、切れ目のない支援を提供します。	

(2) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
訪問系・通所系・短期入所サービスの確保とサービス利用の促進	訪問系・通所系・短期入所サービスについては、サービスの確保とサービスの情報提供に努めて、利用の促進を図ります。	健康福祉課
	切れ目ない支援体制を構築するため、障害者相談支援専門員とケアマネジャーの連携を図っていきます。	
居住系サービスの供給量の確保と適切なサービス利用の促進	施設入所支援については、真に必要な人の利用とし、広域的な調整を図り適切な支給決定に努めます。また、グループホームの適切な活用により、地域生活への移行を推進します。	
地域生活支援拠点等の整備・機能の充実	障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくりの機能を担う地域生活支援拠点等の整備を段階的に推進し(現在②③について取り組んでいます)、今後圏域全体での拠点機能の底上げを図ります。	
地域生活支援事業の推進	外出先での移動が困難な障がいのある人に支援を行い、自立生活や社会参加を促進します。	
	障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等により、意思疎通の円滑化を図ります。また、圏域市町村と連携して実施する養成研修への参加促進に努めます。	
	家族介助者の一時的な休息を促進する日中一時支援事業の実施に努めます。	
障がい福祉人材の確保	障がい福祉分野に関わる人材確保に向け、県、ハローワーク等と連携し、障がい福祉の魅力発信に努めます。	

(3) 身近な地域で医療や療育が受けられる体制づくり

身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

また、保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行います。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
早期療育の充実	乳幼児健診を通じて、支援の必要な子が早期療育につながるよう関係機関と連携していきます。	健康福祉課
	臨床心理士による「子育て相談会」の活用や、子育て支援センターでの相談機能を充実させ、支援の必要な親子に寄り添う体制づくりを強化していきます。	
	各関係機関との連携調整を担う子育て支援センターに療育のコーディネーターを配置し、さまざまな事業を実施することにより、早期発見に努め関係機関との連携調整を図り、体制強化に努めます。	子育て支援センター
	「八百津町親子教室」については、療育体制の充実・確保のために、近隣市町村と連携して専門スタッフの確保に努め、療育指導体制の強化を図ります。専門的な療育指導が受けられるよう、圏域の発達障がい児・者、重症心身障がい児および医療的ケアを要する障がい児・者における診療・リハビリ体制の充実が図られるよう声を挙げていきます。	八百津町親子教室
	圏域で、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保が図れるよう声を挙げていきます。	健康福祉課
必要な児童については、適切な相談・打ち合わせの上、保育園、学校、放課後児童クラブなどでの保育所等訪問支援の利用を促進します。		
保健サービスの充実	各種健康診査や保健指導を実施し、受診率の向上に取り組み疾病の早期発見・治療につなげます。また、保健指導による疾病の予防につなげていきます。	健康福祉課
	手話通訳者等の配置、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供に努めます。	
	必要に応じ、医療ソーシャルワーカーとの連携を図ります。	
安心して受診できる医療のための環境整備	包括的、継続効果的な在宅医療の実現に向けて保健・福祉・医療の連携により、医療機関からの訪問診療や訪問看護を行える体制の充実を推進します。	健康福祉課
	自立支援医療制度や福祉医療制度の情報提供に努め利用を促進し、本人負担軽減と治療継続につなげます。	

事業名	事業概要	担当課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置できるよう取り組んでいきます。	健康福祉課
医療的ケア児等の支援体制の整備	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児の在宅生活上の課題の改善に向けた協議を圏域で行えるよう声を挙げていきます。	

(4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	担当課
意思疎通支援事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。	健康福祉課
音訳・点訳ボランティア養成	音訳・点訳ボランティア養成のための講習会開催の支援を行います。	社会福祉協議会
タブレット端末の全戸配布	防災・行政情報をタブレット端末で視聴できるシステムを導入し、障がいのある人もない人も、必要な情報が常にキャッチできるように整備します。	総務課

4 雇用・就業の促進

(1) 自立・社会参加に向けた就労の機会の拡大

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援を実施します。

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
一般就労機会の拡大	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、関係部局と共に就労支援を行います。	健康福祉課
	障がい者の法定雇用率を上回るよう、町職員の計画的な障がい者雇用に努めます。また、特別支援学校の現場実習の受け入れに協力していきます。	秘書室
事業所の理解促進	商工会等を通して、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業等の理解・協力を促進します。	健康福祉課
	障がいを理由とした差別や虐待がないよう、またハード面からも障がいのある人が働きやすい職場の環境づくりが促進されるよう、広報・啓発活動を推進します。	
就労移行・就労定着支援の活用	就労を目指す人への支援や、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、専門性の高い支援を活用します。	健康福祉課

(2) 就労系サービスの充実

障がいのある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

【主な取組】

事業名	事業概要	担当課
就労系サービスの充実	就労移行支援、就労継続支援A型・B型などの就労系サービスを利用できる人を増やせるよう努めます。	健康福祉課
	「障がいのある方と社会参加をつなぐ勉強会」を開催し、八百津町内における障がい者の就労を促進する取組を行います。	
就労施設への支援	就労継続支援事業所などからの物品の調達や役務の提供について、町の調達方針を定めて優先的に発注を行い、障がいのある人の仕事の確保、工賃アップを支援します。	

5 スポーツ・文化活動

(1) スポーツ・文化活動の推進

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、障がいのある人の生きがいづくりや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

さまざまな生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取組や障がいのある人のニーズの多様化に対応した取組を行い、社会的活動への参加促進を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツを通じた社会参加を促進するため、障がい者の参加を支援するとともに、町としても開催に協力していきます。	教育課
	スポーツをするきっかけとなる間口を広げることにより、より多くの障がい者がスポーツを経験して、充実感、楽しさ、喜びを味わうことができ、同時に運動不足の解消、心身の健全な発達が促されるよう、障がい者スポーツ教室やアスリート出前講座を開催するとともに、現在開催されているスポーツ系イベントの見直しを行います。	
	障がい者スポーツ・レクリエーションのボランティアの確保・育成を促進します。	
文化的活動の推進	地域活動支援センターでの創作活動やサークル活動などでの文化活動を支援し、活動の活性化を図り、これらの文化活動の成果を発表する機会を確保するため関係機関と連携し活動推進に努めます。	
	県が実施する福祉フェアなどの情報提供を広報媒体等利用し周知に努めます。	
	障がい者が気兼ねなく参加できるコンサートの開催などを検討します。	

(2) 参加しやすい環境の整備

障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

【 主な取組 】

事業名	事業概要	主担当課
参加しやすい環境の整備	公民館活動や老人クラブ、地域活動などにおいて、障がい者が参加しやすい環境整備を行うことで、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の確保に努めます。	社会福祉協議会 教育課
	町民を対象にしたスポーツ・レクリエーション活動は、障がい者が気軽に参加できるようなプログラムを取り入れ、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるよう努めます。	
	町社会福祉協議会や教育委員会、障がい者団体などと連携して、障がい者を対象とする各種講座・教室などを開催できるように努めます。	
	町社会福祉協議会と連携して、障がいのある人もない人も誰もが気軽に参加できるサロンを開催し、社会参加の機会をつくり、また、地域住民への理解を促し、見守り体制の充実を図ります。	健康福祉課
	ふれあいいいききサロン、ホッとカフェ活動において、障がいのある人もない人も、誰もが気軽に身近に集える場・環境づくりをします。	社会福祉協議会
	町身体障がい者福祉協会の活動を通じ、障がい者の社会参加を推進するとともに町内外の障がい者同士がふれあい・交流を行う機会・環境づくりをします。	



第 5 章

障がい（児）福祉サービスの見込み

1 成果目標の達成状況

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の達成状況については次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成28年度末時点施設入所者数	19人	平成28年度末の施設入所者数（実績）
令和2年度末時点の入所者数	18人	令和2年度末の施設入所者数（見込み）

令和2年度末入所者削減目標値	2人 削減率：2.4%	目標：2%以上（2人） 前期未達人数（0人） ◆平成28年度末の施設入所者数84人の2%（2人）+前期未達人数（0人）=2人
----------------	----------------	--

入所者削減実績・見込値	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	20人（0人）	18人（1人）	18人（1人）

成果目標の達成状況

令和2年度末の入所者数（見込み）は18人となっており、目標を達成した状況です。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
第5期における目標値	1か所	令和2年度末までに設置する協議の場数
令和2年度末設置見込数	0か所	今後協議の場を設置

成果目標の達成状況

令和2年度末までに1か所以上設置することを目標としていましたが、設置できていません。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
第5期における目標値	1か所	令和2年度末までに協議の場を整備する目標数
令和2年度設置見込数	1か所	自立支援協議会での協議を行い、面的整備を実施

成果目標の達成状況

目標は達成されています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行数

項目	数値	考え方
平成28年度 一般就労移行数者数	1人	平成28年度末において福祉施設を対処し、一般就労した者の数

令和2年度末 一般就労移行者数 目標値	2人 2.0倍	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 国目標：就労移行者数7人の1.5倍以上
---------------------------	------------	--

一般就労移行数者数 実績・見込値	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	1人	1人	1人

成果目標の達成状況

令和2年度末の移行者数（見込み）は1人であり、目標には1人足りない状況です。

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 28 年度 就労移行支援事業利用者数	0 人	平成 28 年度末時点において 就労移行支援事業を利用した者の数

令和 2 年度末 就労移行支援事業利用者数 目 標 値	2 人 一倍	令和 2 年度末時点において 就労移行支援事業を利用する者の数
-----------------------------------	-----------	------------------------------------

就労移行支援事業利用者数 実績・見込値	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込）
	2 人	0 人	0 人

成果目標の達成状況

令和2年度末の移行者数（見込み）は0人であり、目標には2人足りない状況です。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	国の指針に準じる
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	17人
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人

目標実現に向けた取組

健康福祉課に設置している基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0	0	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2	2	2
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0	0	0

※今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ることが必要です。

システムの構築に当たって、本町においては、すぐに精神障がいに特化した開催は難しいが、既存の保健福祉推進協議会の場を利用し、精神障がい者に対応した協議が可能であると考え、今後活用を検討していきます。障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の有する機能の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	圏域で拠点整備における検討をしつつ、市町村単独設置

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	30か所	30か所	30か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回以上	1回以上	1回以上

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。平成31年4月～主に「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」について整備を進め、令和2年12月現在、本町における届出事業所は25カ所となっています。

検討に当たっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	国の指針に準じる
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	国の指針に準じる
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	国の指針に準じる
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	国の指針に準じる
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の指針に準じる
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	国の指針に準じる

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	2人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	10割

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	圏域で設置
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	国の指針に準じる
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で設置
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	圏域で配置

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3	3	3
ペアレントメンターの人数	1	1	1

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。本町では、今後も職員の積極的な研修の受講により資質向上を目指します。また新たな支援プログラムの検討につなげます。

また、医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図り、よりよい支援につなげていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	圏域で設置

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	1か所	1か所	1か所
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターの機能向上を図り、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じる

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1	1	1

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	5	5	5	6	6	7
	時間分	95	97	81	92	92	107
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、県と連携して、事業者に対して指導等実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	34	32	34	36	36	36
	人日分	681	681	680	746	746	746
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	1	3	3	8	8	8
就労移行支援	人分	2	0	0	1	1	1
	人日分	31	0	0	13	13	13
就労継続支援 (A型)	人分	17	14	13	19	19	19
	人日分	341	258	201	330	330	330
就労継続支援 (B型)	人分	23	26	27	32	36	40
	人日分	443	469	432	576	648	720
就労定着支援	人分		0	0	0	1	1
療養介護	人分	2	2	2	2	2	2
福祉型短期入所	人分	1	1	1	3	3	3
	人日分	14	14	8	30	30	30
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ8月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを適切に利用できるよう、支援していきます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	12	13	13	14	14	14
施設入所支援	人分	20	18	18	17	17	17
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ8月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、現在見込みはないが、対象者があれば自立生活援助の利用も推進していきます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	15	16	58	17	18	18
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ8月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行う機能を充実させるため、職員の資質向上に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現に向けて、障がい者等への理解の促進や啓発活動を行い、障がい者が感じる日常生活や社会生活の中にある障壁の除去に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが、自立した日常生活や社会生活を行うため、地域で自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	相談支援事業を行う事業所は、町内に「しおなみ苑相談支援センター」があります。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7	7	7	7

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを適切に運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	財産管理や身上監護の契約等の法律行為に関して、判断能力の不十分な人へ支援をする制度です。町が審判請求が必要だと認めた人への支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見が適正に行われるための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、八百津町社会福祉協議会と共に、町内で法人後見を行える機関の設置に向けて取り組みます。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	意思疎通支援として手話通訳者を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	5	5	5	5	5	5
	件	19	77	57	54	54	54

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 加茂地域での手話奉仕員養成研修を引き続き実施し、参加者の増加に向けて啓発を行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障がい者の介護等を支援する用具等を給付します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	2	1	0	2	2	2
自立生活支援用具	件	0	1	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	2	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	0	5	5	5
排泄管理支援用具	件	171	203	99	247	272	300
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	0	0	2	2	2
合計	件	175	207	100	260	285	313

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する研修を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	講座数	1	1	1	1	1	1
	定員数	30	24	20	20	20	20
	修了者数	1	1	0	2	2	2

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数	1	0	1	1	1	1
	延べ利用時間	9	0	2	7	7	7

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 現在のところ町内の実施事業所はないが、事業所の申請があれば創作的活動及び地域交流の場としての確保・充実を図っていきます。

(10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に実施します。
訪問入浴サービス事業	家族等による入浴介護が困難または移送が困難な身体障がい者及び知的障がい者に対して、施設において行う介助入浴（施設入浴）または移動入浴車を派遣する訪問入浴を実施します。
障害者自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
障害者自動車改造費助成事業	

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	契約事業所数	13	13	12	14	15	15
	実利用者数	112	104	67	121	129	129
訪問入浴サービス事業	契約事業所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	1	2	1	2	2	2
障害者自動車改造費助成事業	件	1	0	0	1	1	1

※令和2年度のみ8月時点

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	27	30	18	30	30	30
	人日分	95	120	49	115	115	115
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	61	57	61	57	57	57
	人日分	177	170	190	168	168	168
保育所等訪問支援	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	8	3	4	3	3	3
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ8月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 八百津町子ども・子育て支援事業計画との連携

「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、保育園、認定こども園、放課後児童健全育成事業等の障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら、利用量を見込み、その提供体制の整備に努めます。

活動指標				
		定量的な見込（人）		
種類	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	6人	6人	6人	6人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	4人	4人	4人	4人
その他	0人	0人	0人	0人



計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、町民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域活動団体や、当事者団体との連携を強化し、町民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。

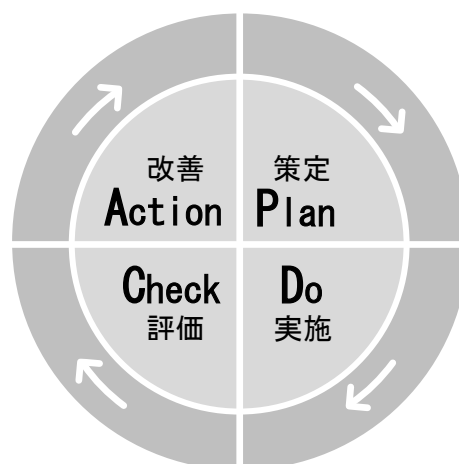
また、障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、関連する担当課や関係機関との相互連携のみならず、県や関係自治体とも協力し合い、本計画を推進します。

さらに、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、八百津町保健福祉推進協議会において、計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くとともに、PDCAサイクルによって計画の進行管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年 9月18日～ 10月6日	八百津町「障がい者計画・障がい者福祉計画」策定のためのアンケート調査実施	八百津町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
令和2年 12月28日～ 令和3年 1月15日	第1回八百津町保健福祉推進協議会（紙面会議）	・八百津町障がい者福祉計画・障がい福祉計画（案）について
令和3年 1月27日～ 2月25日	パブリックコメントの実施	・八百津町障がい者福祉計画・障がい福祉計画（案）について意見募集

|| 2 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

平成10年6月1日

訓令甲第19号

改正 平成14年7月15日訓令甲第6号の3

平成17年11月28日訓令甲第27号の2

平成18年3月27日訓令甲第4号の2

平成25年4月1日訓令甲第18号

平成26年4月1日訓令甲第30号

平成30年4月1日訓令甲第23号

(目的)

第1条 この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域福祉計画策定
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
- (3) 障がい者計画策定
- (4) 計画進行の評価及び建議
- (5) 保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換
- (6) 健康づくり事業に関する調査、研究、啓発
- (7) その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(組織及び構成)

第3条 推進協議会委員は、委員20名以内で組織し、次に掲げる中から選り構成する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表
 - (2) 医師会等保健医療関係団体の代表
 - (3) 地域住民の代表
 - (4) 福祉施設の代表
 - (5) 教育関係の代表
 - (6) 学識経験者
- 2 委員は町長が委嘱する。
- 3 推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。
- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。

(2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

(専門部会)

第6条 推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。

(1) 地域福祉計画策定部会

(2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会

(3) 障がい者計画策定部会

2 構成員は会長が任命し、部会長及び副部会長は、会長が推進協議会委員の中から選任し任命する。

3 各部会は、第2条に掲げる協議事項の中で専門分野における意見を集約し、推進協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

附 則（平成14年7月15日訓令甲第6号の3）

この要綱は、平成14年7月16日から施行する。

附 則（平成17年11月28日訓令甲第27号の2）

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日訓令甲第4号の2）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令甲第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令甲第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令甲第23号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

3 八百津町保健福祉推進協議会委員名簿

(敬省略)

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

地区	氏名	所属団体名	備考
和知	川合 昇	民生児童委員協議会	
八百津	古田 保子	民生児童委員協議会	
八百津	瀬瀬 秀行	社会福祉協議会	
八百津	粕谷 信秀	粕谷医院	
八百津	古瀬 裕平	古瀬歯科	
和知	橋本 辰典	国保運営協議会	令和3年3月31日まで
野上	飯田 千賀子	住民代表	
久田見	後藤 静子	住民代表	
町外	山内 恒治	ありがとうサン八百津	
伊岐津志	小松 普門	八百津町教育委員	
野上	清水 直樹	八百津町教育委員会	
潮見	柘植 伴美	学識経験者	
伊岐津志	林 達夫	学識経験者	

4 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、八百津町は健康福祉課に設置しています。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

自立支援医療制度

平成 18 年 4 月から開始した制度。これまでの「更生医療」、「育成医療」、「精神障がい者通院医療費公費負担制度」について、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率と安定を確保するため、利用者全体で支える制度として一つに統合された。障がいのある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

精神障害者保健福祉手帳 精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。障がいの程度により、1級から3級に認定される。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

知的障がい者

知的機能の障がい者が未発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

中核機関

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」のこと。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」を担います。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）。

【や行】

八百津町成年後見相談センター

判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者並びにこれらの関係者からの相談に応じ、その権利擁護のために必要な支援を行う。八百津町では健康福祉課に設置されており、権利擁護における「中核機関」に位置づけられている。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（岐阜県）は最重度・重度は「A1、A2」、中度・軽度は「B1、B2」となっている。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

八百津町 障がい者福祉計画・障がい福祉計画

発行：令和3年3月

編集：八百津町 健康福祉課

〒505-0301

岐阜県加茂郡八百津町八百津 3827-1

TEL：0574-43-2111

FAX：0574-43-2117
